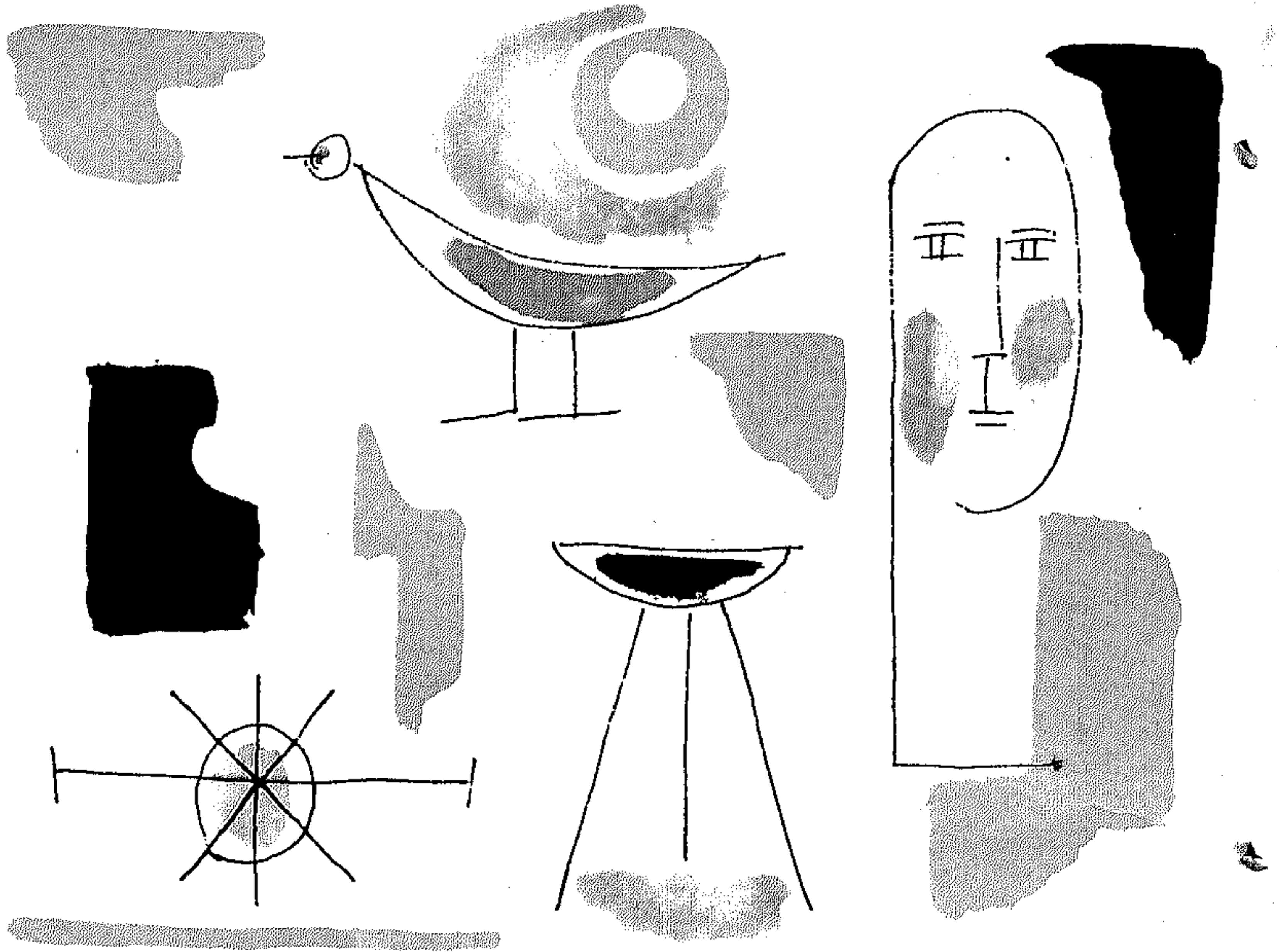


昭和35年5月創刊 第三種郵便物認可 昭和35年6月5日発行（毎月1回5日発行）第6巻 第6号（通巻60号）

婦人少年者



6

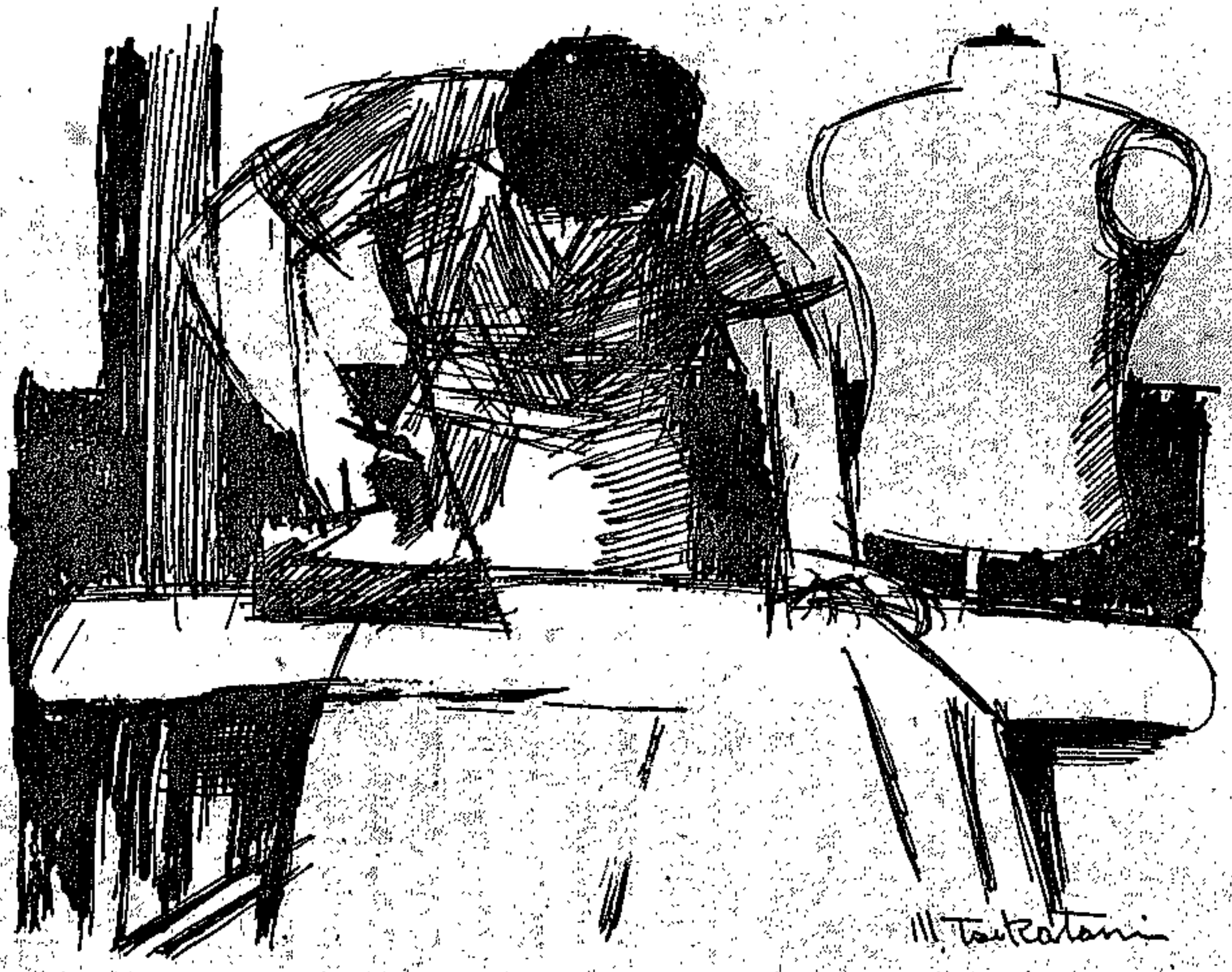
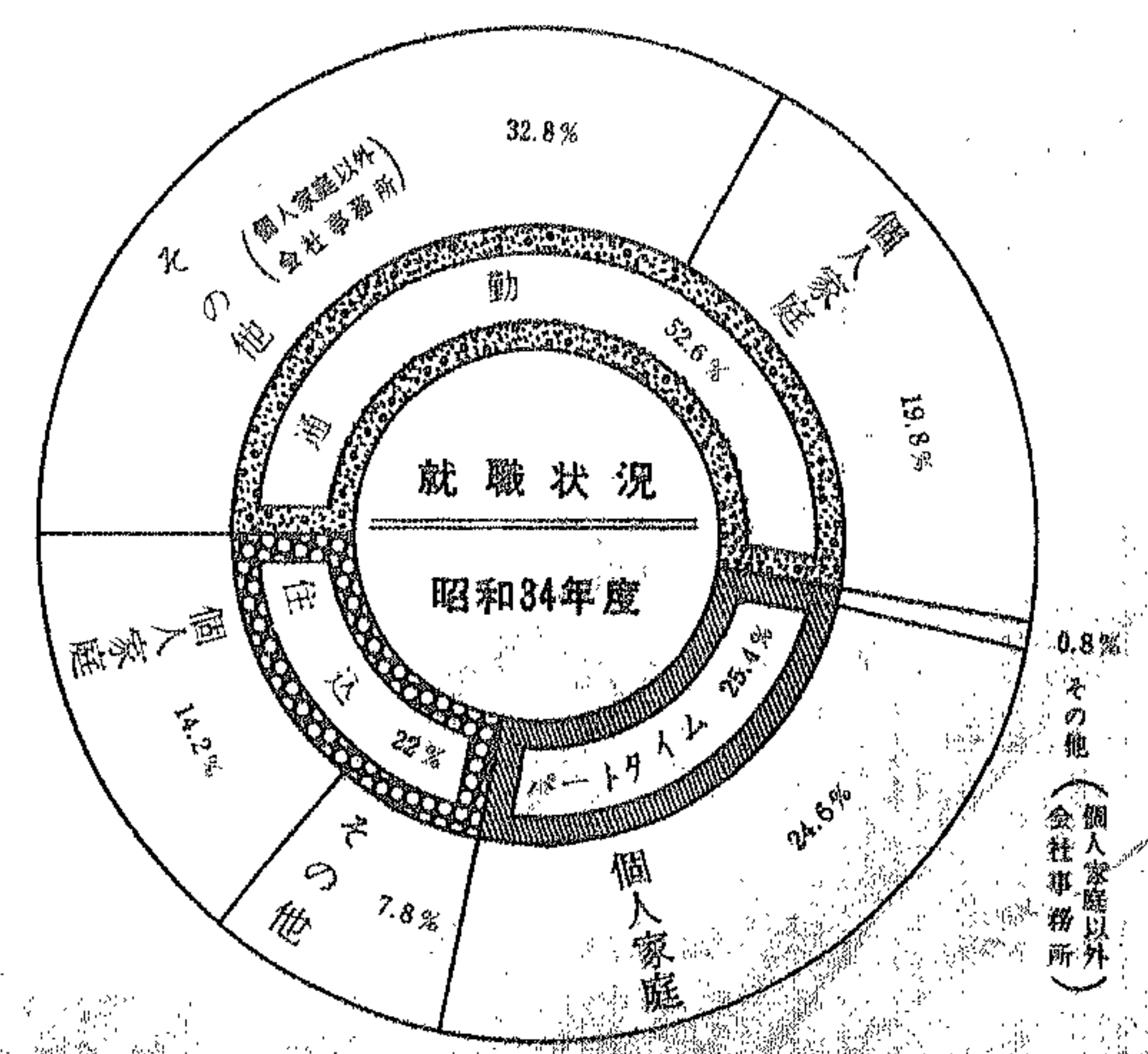
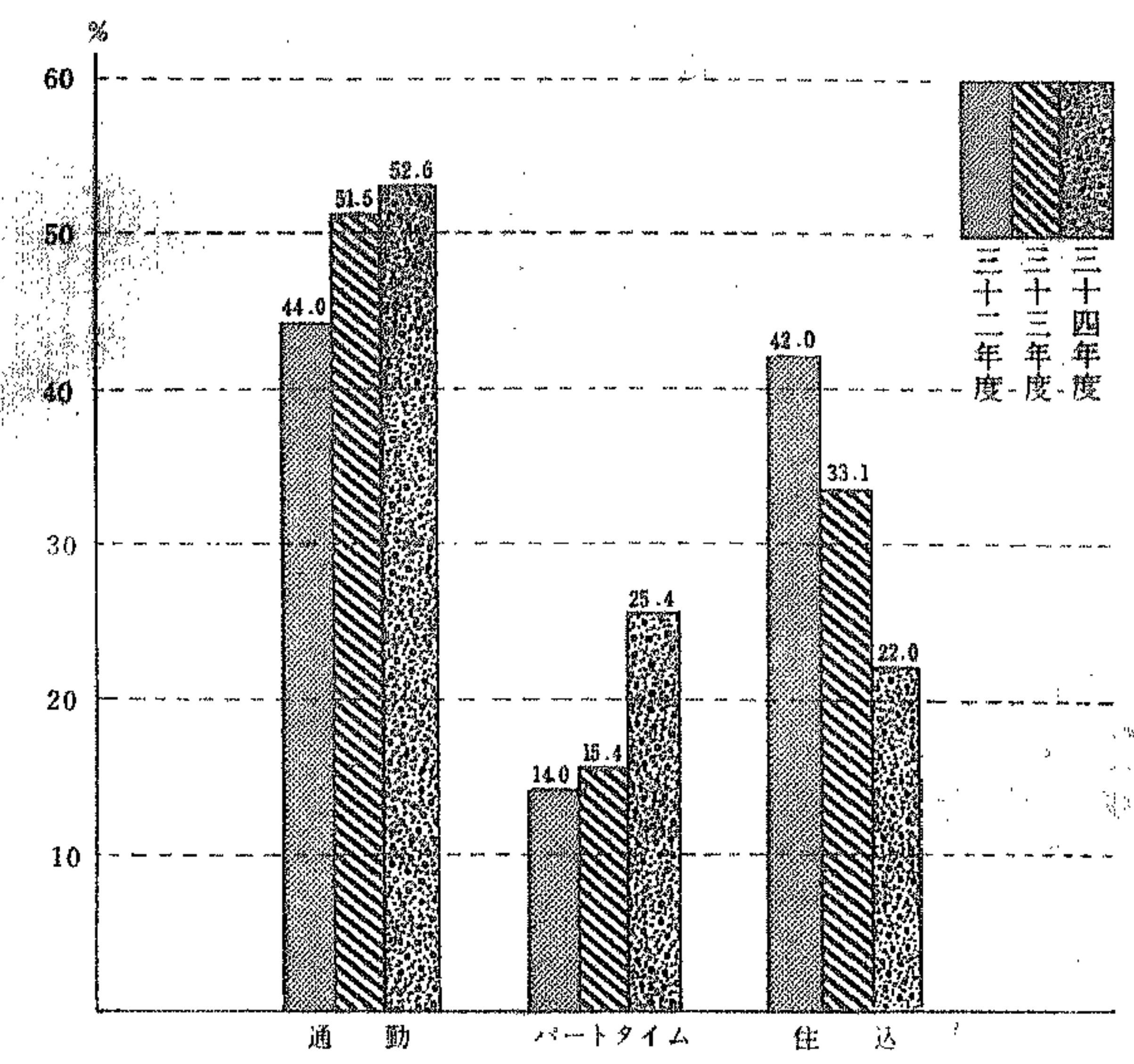
1960

◆家事使用人の諸問題

婦人少年協会

大阪家事サービス補導所修了生の就職状況

年度別就職状況比較表



III. Takatani

婦人と年少者 八巻六号 目次

第十四回婦人の地位委員会 出席して……谷野せつ子

家事使用人の諸問題 (司念 宇治田八郎) ……山高しげり子

犯罪者の更生と 犯罪の予防のために ……古賀博秀

女中さんにきく (座談会) ……希文会・きんろき会会員

家事使用人の諸問題 (司念 宇治田八郎) ……山高しげり子

大阪家事サービス職業補導所の近況 ……水谷トミ子

女中さんの二つのグループ ……川島利子

年少労働風土記⑤石川県 ……福岡徳麿

青年の見た各国青少年の現状① ……福岡徳麿

二西独の青少年の活動 ……福岡徳麿

家事使用人の新型二つ ……福岡徳麿

女中さんたちのための「グループ」の誕生 ……福岡徳麿

年少労働者福祉員講習会 ……福岡徳麿

住込家事使用人の実状 ……表紙

海外の家事使用人問題とその対策 ……表紙

働く婦人が知っておきたい法律問題⑥ ……表紙

婦人界のうごき ……表紙

戦後における婦人問題文獻目録(26) ……表紙

就職状況
昭和34年度

第14回 婦人の地位委員会 に出席して

労働省婦人少年局長

谷野 せつ



一大統領私邸の庭園にて(右から二人目谷野氏)

第十四回婦人の地位委員会は、三月二十八日から四月十五日まで、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれた。例年この委員会は、ニューヨークの国連本部が、あるいは三年に一回はジュネーヴのバレ・ド・ナシオンで開かれるのが通例であるが、今年はアルゼンチン政府の招きを得て、この地で開催することになったものである。会場は、法科大学の講堂であった。白亜の殿堂のようにどっしりとしたこの講堂の前はひろびろとした緑の広場で、ちょうどピンク色のボラチや紫色のハカラングのかえり咲きが美しく咲いていた。

ニューヨークやジュネーヴで開かれるときとちがって、開会式には各国の大使や婦人団体などの傍聴者が会場にぎっしりつまって、アルゼンチン外務次官の挨拶もあり、なかなかはややかであった。議長にはアルゼンチン労働省婦人局長のスタビレー夫人、副議長にはボラシンドのドビンスカ夫人、第二副議長にはカナダのクオート夫人、書記にはギリシャのマンツリーノ夫人が選出され、議事の採択が行なわれた。さて、第一議題の婦人の政治参加の権利については、今年も最初に国連加盟国のなかで婦人参政権があたえられていない十か国のことに注目がむけられた。もっとも婦人参政権のあたえられていないスイス国でも、昨年は、二つのカントンが婦人参政権を獲得したこと、およびアフリカのガーナが新たに婦人の政治参加を認めたことについて報告があった。しかし、婦人が政治に参加する意味は、経済上の権利としてを

の自由を得ることは、全くその入門の第一歩であって、本当の意味は、婦人がいかに自らの市民活動において、男子と同じだけの責任を自覚し、その役割を果たしうるかについての教育や奨励の問題にかかっているということが確認された。そうして婦人も積極的に公職につくべく立候補をしたり、また任命されるべきであるにもかかわらず、未だに結婚の状況によって公務員となることを法律上はばまれていた数か国のことが指摘され、これらの差別扱いを排除する措置が早急にとらるべきであることを、加盟国や国連の特別機関、さらにまた、国際司法裁判所に注意を喚起する趣旨の決議を採択した。

また婦人の市民活動を促進するため、国連が人権委員会のもと、技術援助のプログラムとして、一九五七年以来、タイ国のバンコックや、コロンビアのパゴダで開いて来たセミナーが婦人の市民参加に関する教育として、極めて有効であることが強調され、さらに各国でも国内の措置として、政府や婦人団体がセミナーを続けることがめざされ、そのような場合、国連から政府や民間団体に技術援助をあたえる方法を考えるよう要望する決議も採択された。

今年の最も重要議題とされている私法上の婦人の地位に関しては、今年も国連の事務局長から結婚の最低年齢と、当事者の同意、並びに登録等の条項を含む国際条約等と勧告案が提出された。これをめぐって委員会は、条約にすべきか、勧告をとるか、あるいは結婚の最低年齢を何歳に定めるべきかについて、真剣な討議

が行なわれた。どの国も結婚が当事者同士の同意を条件として行なわれることを否定するものではなかった。また、児童婚や売買婚を排除するため、結婚の最低年齢を定めようとする趣旨に反対するものもなかった。しかし何歳をもって最低年齢に定めるかという段階に至ると、どの国もそのむずかしさに当面した。また、結婚の場合、「登録」を必要とすることは、児童婚や「めかけ」の状況から婦人をまもり、生まれた子供の正当性とその権利をまもり、さらに相続権や社会保障を保障する上に大切な意味を持つものであることをうたがわなかった。しかし、これらのことも、結婚がその国の文化や気候、生活慣習、宗教など、国民生活の中に深く根ざしているところから、いっぺんの国際条約や法律をもってしても、急に改められるものでなく、これらのむずかしさから、各国が容易に一致した結論を見出すことは出来なかったのである。結局、投票により八対一〇の棄権という割合で、最低年齢を十五歳とし、当事者の同意と登録の条項を含む条約案と勧告案の採択を経済社会理事会上に報告する決議を採択した。

私はこの決議案を採択し、男女同一賃金の一般討議が行なわれている半ばで、奈良代表代理に席をゆずって全国婦人会議出席のため急ぎ帰国をした。その後の報告によると、教育を受ける権利については、学校外の教育、特にへきすうの地での学校外教育、いわゆる社会教育が婦人の家庭生活や市民活動に重要であることが強調されて、これらに関する調査をユネスコに要

求する決議や、また、今年十月ユネスコ総会にかかる予定の、教育の場における差別扱いの廃止に関する条約案と勧告案を支持する趣旨の決議が採択された。さらにまた、婦人の経済的機会に関する議題については、婦人が専門的技術的職業に進出するため、婦人の職業訓練を充実する必要があることを、特にILOで行なった婦人労働の専門家によるパネル式討議の結果を重視し、各国政府に婦人の職業訓練を改善、充実する措置をとることを要求し、ILOが、婦人の職業訓練に関する各国の実情調査を行なって、その報告を婦人の地位委員会に報告するよう要求した決議を行なっている。

この会議を通してアルゼンチン婦人団体のこの委員会の歓迎に関する配慮や組織活動は全くいたれりつくせりで、私はそのこまやかな配慮と大きな組織力には全く感心したのであった。

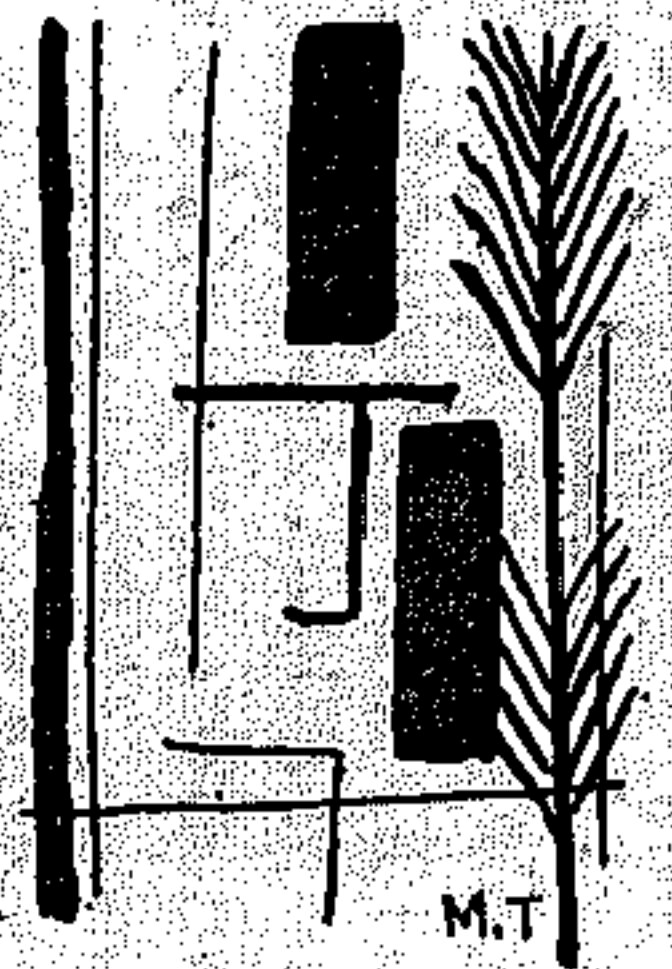
この委員会の会場となったブエノスアイレスはアルゼンチンの首都で、ラテン文化と緑の美しい街であった。ユカリの樹、マロニエ、ブラタナス、ハカランダ、ボラチなどの街路樹がしたたるような緑をひろげて生い茂っている。一九一平方キロというから、ちょうどパリぐらいの大きさであろうか。市の中心には、この国の独立記念五月広場プラサ・デ・マジがあって、オペリスクに似た美しい女神の大大理石像がおかれている。これは一八一〇年五月二十五日、この国がスペインからの独立を記念して設けられたものであるが、婦人の地位委員会では、開会式の午後、全員が花たばを擲って敬意

を表した。紺地に赤でふちどられた美しい兵隊さんが起立するなかで。

日本のひとは、アルゼンチンといえば、大抵のひとが「タンゴとコンビーフの国ですね」という。たしかに男も女もギタートなどの音楽を愛し、花を好み、牛乳や肉がすばらしくおいしい。日本の十倍ぐらいの面積の広大な土地に、千三百万の人口しか住んでいない。街を一步外に出ると、アンデス山脈にまでつながる広大なハンパが一年中緑の牧草を育てている。そして人口の六倍余りの牛馬が、放し飼いにされている。かつてジョン・ガンスーがラテンアメリカを紹介して、「ハンパには都会もなく、道もない。僅かに鉄条網とさくがみえるだけ。そして家のまわりには犬の遠吠えさえ聞こえない」と書いていた。しかし、このアルゼンチンにもこの頃は工業化、産業化の動きがとみに高まって労働者の動きもなかなか活発なようである。

この委員会の開会中、労働組合の婦人労働者が十名ばかり、話合いの時間をもってほしいとたずねて来たが、どうしてもその時間を見出せなかったことを、心から残念に思っている。今、このアルゼンチンには一万八千の日本人がいて、農業や商業の成功者も少なくない。この国で日本移民が成功したかげには、御本人の努力があったことにはまちがいないが、しかし、このやわらかな気候とゆたかな自然、そして、その上にこの国の人達の日本人に対する親愛感が大きく援けたであろうことを、私はこの国に滞在して痛感したことであった。

家事使用人の諸問題



山高しげり

家事使用人、いわゆるお手伝さん、もつと端的に言えば女中さんの問題は、もうずいぶん長いあいだ問題にされながら、案外遅々として進んでいない。もつともこの数年間にはいろいろ示唆にとんだ打開策も提出されているが、何分まだ解決の段階までは程遠い感がある。

それというのが、需給のアンバランスなどの根本には、さまざまな問題が錯綜しているのであって、それだけに解決の方法は容易にだににくいのだと思われる。

家事使用人は長いあいだ主に女中とよばれてきた。その以前には下男とやらで下女と称せられたが、その歴史は古く奴婢の制度につながるであろう。明治以前においては、武家の家庭に使用されたものと、商家に雇われたものがあつたわけだが、維新後には山の手と下町に分かれて、いずれも相かわらず地位は低く、その内いつしか下男はなくなって、下女が女中とな

り、やがてお手伝さんに改まった。もとより男は他の職場に去つたのである。

もちろん改まったといつてもそれは内容よりもまず外側の名称が主であつたろうが、内容も次第に向上してはきた。明治時代の山の手の大きな邸などでは、奥とか上とかいわれる女中の下に、仲働き、さらに下の三段階に分かれていたらしく、すこぶる封建色が濃かつたことは当時の小説などにも散見するが、やがて家事労働の補助者としての家事使用人が、女中という名称におちついてきた大正年代に、はや女中難という現象はあらわれはじめていたのである。女中の給源は当時すでに農村であつたが、その娘たちを他の職場が招きはじめてからで、女中が女工かに迷ひ、後者をとるものが漸次増加した。これは紡績や製糸の使用側が組織的な募集人制度をもつて、ひろく全国に大量の女子労働者をつくるようになったからで、こういう時

代に入ってきては、縁故を辿つての女中の求人、は容易にはかどりにくくなつてきたのである。

「女中」の名称を「お手伝さん」に改める提唱が、羽仁もと子女史によつて「婦人の友」誌を通じておこなわれたのはこの時代であつて、改称の動機は家事使用人の労働内容の向上をめざすものであつたことはいふまでもない。

しかしながら都市に住む中産階級の家庭の増加は、年々家事使用人の必要性を増大しつつも、働く人々の組織もいままでに、改称も一部の実行にとどまり、求人は職業紹介所の窓口に殺到するが女中になり手がな時代がつづき、その現象はいつか恒常性を保つようになつた。そして、このことが使用者における家事使用人の待遇改善を推進する結果となつたといえるが、家事使用人という職種が労働の一分野として確立するためには、日本ではまだまだ時間的距離があつたように思えるのである。

昭和のはじめ、東北地方が冷害におそわれた時、例の身売娘が続出した。貧農の娘はそれまでも女工が女中になるはかに、売春婦にも売られてきていたのだが、冷害でこの現象が強化されて社会問題となり、婦人団体の中にはこれが防止運動にのり出し、親たちの困窮に対しては資金の貸付なども行なつた。

この時、東京の内務官僚の家庭で、この運動に対応して東北の農村から女中さんを迎えることとなり、相当の数が消化されたのであつた。ところが、この折角の名企画も、結果的には失

敗におわらざるを得なかつた。というのがこれらの主婦たちの大部分が、東北地方の生活慣習に対してほとんど予備知識がなかつたため、たとえばあの地方の人々は就寝時、ねまきをぬいで都会人のかいまきのように用いて眠る習慣があるのだが、こういうことは都会の主婦にとつては驚きであると共に、ふとんを汚される迷惑もあつたわけで、他にもこうしたくいちがいが多く、言葉の問題などもあつて、このあたり善意の計画も失敗に了つてしまつたのであつた。

こういう失敗は従来なし崩しに あつた訳だが、この時は大量で就労しただけに大きく目立つたにすぎない。しかし隘路の一つがこのようなところにもあるといふことは、依然として今日にもつながつてゐる問題なのである。

もちろん山の手の状態は、戦後いちじるしく変化した。団地住宅は激増し、アパートずまいのサラリーマン家庭では、こうした住宅様式の変化が必然的に電化設備等の生活様式の変化をとめない、そのことがお手伝さんの不要を招来しつつある。主婦の病氣や不時の人手不足には、臨時雇いの家政婦が利用されており、さらに労働者家族の福祉の一環として登場したホームヘルプ制度なども、まだまだ実験時代を出ないとしても、将来の家事使用人問題に与える示唆は小さくないと考えられる。

一方下町は、また少しく異つた事情がうかがえる。この間「路傍の石」という映画の試写会の席上、「今ごろの若い人たちにあいう生活が理解できるだろうか」という中年の人々の声

が多かつたが、画面に出てくる明治時代の呉服商の住込店員の封建的な生活——たとえば、きびしい序列で箱膳の前にかしこまる姿などは今どきもうどこにものこつてはいないだらうけれども、食事の場面などで、主人一家と店員の給仕一切を引受ける女中の大活躍の姿などというものは、そう大昔のものでもない気がした。

しかしながら、この方は、中小企業における年少労働者の問題の中で、共に解決に向かいつつあるとみればみられないではない。求人難がここでは小売店と同列の形で、労働条件の改善が行なわれ、そのテンポも早いようにみえる。結局とりのこされつつあるのが、いわゆる上流から中流の上くらいのところであつて、使用者の意識が旧態依然たる主人であつてみれば、現実の求人難がやむなく雇用条件や労働条件の向上をもたらしつつあるとしても、なお求職者の払底を緩和することはできない現状である。

×

本年一月発表された婦人少年局の住込家事使用人の実態調査(中間報告)は、二〇都市における二、九五七世帯の家事使用人と使用者について行なわれたものであるが、これによると雇入れの理由のうち「家族が多くて手が足りない」が最高で三五%をしめており、「主婦病弱」の二一%がこれに次ぎ、「夫婦共働き」が九%、「家族に病人がいる」も三%ある。家族構成は四、五人が最高でそれぞれ二二%、二一%をしめており、病人のいる世帯が一〇%、老人・乳幼児・身体障害者のいる世帯は三〇%もあると

同時に、一五歳未満の子供のある世帯は六〇%に上つてゐる。また世帯主の九割が男子で、その年齢層は五〇、一六〇歳が最高で三二%、六〇歳以上が二四%であつて、職業の分布は会社社長・重役が最高で三四%をしめ、小売業者の一七%、会社社員の一五%がこれに続いている。

住宅や設備のような雇用環境にしても、水道ガスはほとんどあるし、内風呂も九割あり、その内ガス風呂が半数をしめてゐる。電気洗濯器を用いてゐるところが七八%、電気掃除器四三%、電気炊飯器四九%、電話設置七九%といふように、いわゆる文化設備は相当とつてゐる。さらに過半数の世帯が、犬(三〇%)・鳥、猫をそれぞれ飼つてゐる。

以上のような家庭で働いてゐる家事使用人の出身地は、半数以上が県外者で、親元の家業は半数が農業であり、学歴は義務教育修了者が八四%をしめ、現職につく前は自宅で家事手伝いをしてゐたものが最高で二八%であり、現職についた理由も「行儀見習」が三九%、「自分に向ふ仕事と思つた」が一九%をしめてゐる。

雇入れは七〇、七八%が縁故者で、職安が八%、学校が三、五%。雇用条件については、使用者は「雇入れ前に明示」と答えたのが五九%であり、使用者側の答では「条件を知つて来た」が四六%で、その内容の殆んどが給料である。次に労働条件をみると、呼び名は九〇%が本名をよんでおり、女中部屋は八三%がある。起床、仕事開始時間は七割近くが午前六時から七時であり、解放時刻は八、九時が二四%、九、

一〇時が二二％。睡眠時間は平均七・八時間。労働時間は平均一五時間で、休憩時間が平均三分。これを与えていると答えている使用者は二三％だが、使用者側の答える一日の自由時間は平均二・五時間であって、この間ラジオ・テレビで観たいものや最も多く、ついで読書・新聞、けいこ事の練習、自分のものの洗濯、手紙かき等があげられている。

休日を与えていない家が六％で、六四％は月給めと与えており、月二回が最高で三八％、一回が一八％で、これの過半数は映画・買物・訪問・裁縫・洗濯・読書の順である。

給与の平均月額額は三、六四六円で、三十三年七月現在雇用者一、四八人の事業場における全産業住込女子労働者の一人平均月額給与三、六二九円とほぼ同額であり、同サーヴィス業の三、三三三円よりやや高くなっている。

また初任給は平均三、九六四円であって、昇給は七四％の世帯で行なっており、定期的三四％不定期四〇％、年間平均昇給額五五八円となっている。特別給与も八割の世帯が益着に支給しているが、現物支給が最多で三一％、現金と現物併用が二七％、現金のみが二五％で、現物は衣類が最多である。

使用者の答えている家事使用人一か月の給与以外のかかりは、地域差、家庭生活程度差は勿論あるが、平均五、三三八円。傷病保障は、軽い場合は大部分（八六％）が全額使用者負担、やや重い場合は全額使用者負担六五％、半々一三％、使用人払い四％、重患または慢性疾患の

場合は、過半数（五三％）が「親元へ返す」、〇％が「当分入院させて費用は負担する」。

組織についての関心は「女中さんの会」のあることは知っているが「二％」、その中の一二％（全体の二・五％）が加入している程度で、入会の動機は「新聞で知った」「友達に誘われた」「奥さまの勧め」等さまざまである。

組織の会費は三〇～一〇〇円で無料のものもあり、目的は親睦、稽古事を一緒にする、見学や映画に一緒にゆくものが多いようである。

使用者側の使用者への要求は、「はっきりした自由時間乃至は休日ほしい」「けいこ（学校）へ行きたい」「友達や話相手ほしい」「夜の時間を早くしようにしてほしい」等いろいろある。使用者から使用上困る点としてあげている事項は、「来客に対する作法ができていない」（二一％）「料理や器具の使い方について心得がない」（七％）「家族の団らんへ加えるかどうか迷う」「家族への礼儀をどの程度にさせたらよいのか」各六％。

以上大体われわれの周囲に見聞するところと一致する結果が出ているように思われる。

×

さてそこで今後の対策ということになれば、将来の方向としては封建性の多分にのこっている家事使用人は、近代的な家事サーヴィス業として一つの職種に確立せられるべきであり、第一段階として住込制度は特例以外は解消せられるべきではあるまいか。

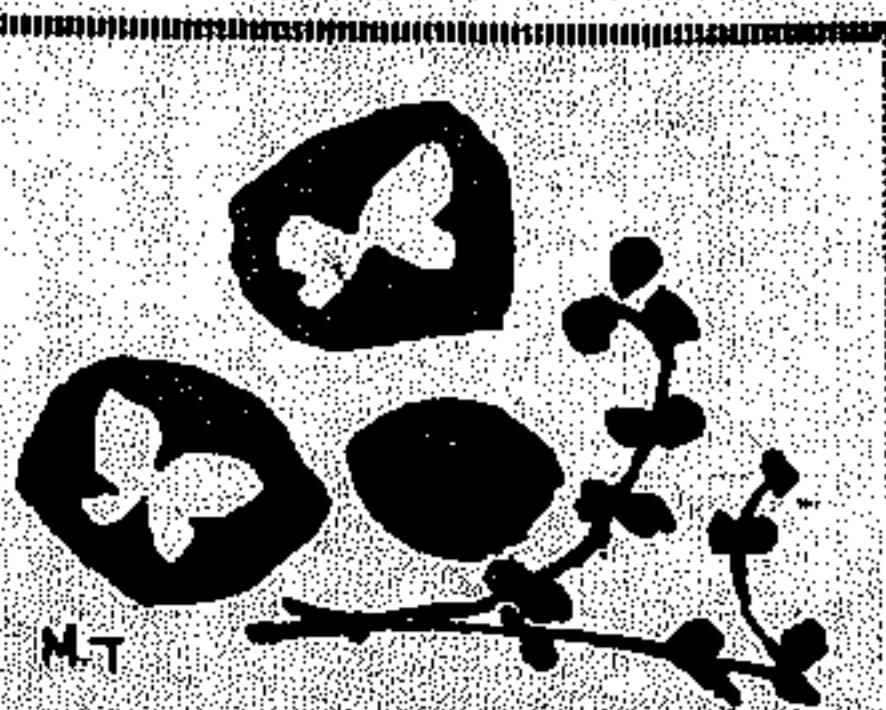
婦人少年局の試策である家事サーヴィス職業

補導所を出た人々は、この過渡期の水先案内として新しい路の開拓にいそしんでいる訳だが、路は決して平坦ではない。大正時代の女中難打開策として登場した派出婦（羽仁もと子）の創業と伝えられる、家政婦ともいえる、この種の再教育をうける必要に迫られていると共に時間勤務制が採用せられるべき運命に到達している。

現状では家政婦は割高であり、通勤制は更にこれを強化する傾向があるので、割安のお手伝いを手放せない主婦も少なくないが、供給難がやがて若いアパート住いの主婦に、通勤制をうけ入れても経済的パランスのとれるような新しい生活設計をうみ出させるにちがいない。

もっとも今年の婦人会議では、地方から来た農家の主婦の間に、見学した団地住宅の主婦たちの方が個人主義的で、話あいなどの行なわれ方の少なさがおどろかれたと聞いたが、ここに反省点をおいて、新しい家事のとり方をかしく日本の主婦が培って行く他方、家事使用人であるところの主として若い勤労女性も、家事労働の補助的役割も決して明日の生産にむすびついていないわけではないことを知って、そのような職場を育てる方向に手をつないでほしいものである。また、大企業の雇用主によって試みられているホームヘルプ制度が、授産場や保育所とおなじ社会福祉の面からも考えられ、一般家庭の主婦の手不足を緩和する明るい明日の新生活を約束して貰いたいものである。

――労働婦人少年問題審議会委員――



犯罪者の更生と犯罪の予防のために

――社会を明るくする運動はじまる――

古賀博秀

昔は犯罪をした者は大変苛酷なお仕置をうけたものです。火あぶり、縛り首、少し軽いもので笞刑、竹払といったようなひどいお仕置をしたのは、人の道にはずれた行ないをして社会に迷惑をかけた者に対し、悪いことをした当然の報いとして科せられたもので、もう二度と悪いことはできないと思わせることが、本人の再犯を防止することになるというわけからだったのです（再犯の防止）。また、よく、罪を犯した者を衆人環視の中にさらしてみせしめしましたが、これは本人に苦痛を与えるためのほか、悪いことをしたらこんな恥しい目にあうのですよと、一般の犯罪を防止する意味があったわけです（犯罪の予防）。

御承知の通り、犯罪は、病氣や貧乏と並んで社会三悪の一つに数えられています。ところが、その犯罪の対策――再犯の防止と犯罪の一般予防――となると、長い間、余り目新しい方法が考えつかれぬまま、どんなに困った事情があつたにしろ、罪を犯すような奴は悪い奴だ、その悪い奴はこうしてやる、こうなるんだと、その犯罪者だけをばかじめ、みせしめるといふ、いわば社会の制裁と威嚇の方法だけがとられてきたのです。つまり、制裁と威嚇によって犯罪を抑圧しよう

というのが、犯罪対策の根柢に一貫して流れていた思想であつたわけですね。しかし、犯罪は、一向にこの社会から減少しません。むしろ、人口の増加の割合よりもっと高く、犯罪の件数は増えつたのです。

ところが、最近、人間に関する科学の発達に伴って、犯罪に対する対策も根本的に検討されはじめたのです。

つまり、一体、犯罪というものは、たたいとも詮治りつこないような、本来性の悪い者がすることなのだろつか、犯罪をした者に対して、たたい懲しめたり、犯罪をしたら損だと思わせるような方法だけで、犯罪が減るものだろうか、いや、犯罪者とか犯罪に対する考え方を根本的に立て直さねばならぬのではないかと、また、一体、犯罪の原因は何だろうかといふことが、根本的に反省されてきたのです。この反省から、犯罪の皮相的な現象だけをみて、犯罪者だけが悪いということではなく、犯罪者には、自分の力ではどうにもならない、何か他の原因があつて犯罪をするのではないかと、この原因を除き去ることが必要なのではないか、ということに気付いたのです。今から思えば当たり前なことと、別に何でもないとこのようです

が、実は、ここに気付くまでに、人々は長い年月を費やしたのです。

それでは、このような犯罪の原因は何だろうかといふことになると、なかなかむずかしい問題ですが、極く大雑把にいつて、例えば、本人の意思の弱さとか、いろいろなしやすい心持とか、本人自身、つまり本人の素質自体に原因があると考える方と、もう一つは、例えば、「私の子が悪いのではなく、近所の誰某さんの子から誘われて、つい悪いことを覚えてしまったのですよ」とよくいわれるように、本人をとりまく環境に原因があると考える方の二つがあります。

この素質と環境が、複雑に組み合わされて犯罪行動になるというわけです。事実、犯罪をした者と会って、いろいろ話し合つてみると、よく、「私もつい困つていたので、ふらふらと悪いことをしてしまいました、それが、それにはどういふ訳があります」と、犯罪の原因となつた自分の弱点なり環境上の問題を聞かれますが、これは本人自身も、自らの素質的なものと、環境の両方に犯罪の原因を認めているからでしょう。

とにかく、こうして犯罪対策は、犯罪者をばかじめるとよりも、むしろ、本人を教育するなり、本人

座 談 會

A 私もそう呼びます。上の人としては、お嫁さんがいますが、若奥さんとは言わないで名前を呼びます。長男の人にも名前を呼びます。私は奥さんと主人だけには、奥様、旦那様といっています。

s どのような経路で就職したか

司会 最近、立川や渋谷の職業安定所で集団で女中さんを募集しますね。希交会の方は職安を利用されましたか。

A 私は十四歳まで東京にいて、戦災

う会なんです。そのために、今よりもっとたくさんの方に入っていたら、同じような問題をみんな考えて、少しずつ要求していきたく思っております。それには、もっと会の存在を皆さんに知っていただきたいと思ひます。

§「女中さん」といふ呼び名はこれていいのか

司会 ふつう「女中さん」と呼ばれていますが、こういう呼び名はいやでしようか。それについて伺ひたいのですが。

C 私は女中という言葉はきらいじゃない。こういう言い方はおかしいかもしれない。そんな言い方はおかしいかもしれない。今、「お手伝いさん」と言われておりますね。あの言葉が、私はいやなんです。

A 私もよく考えるんですけども、女中というとは、決して卑しいものじゃないと思ひます。

司会 女中さんという言葉は古くから用いられていまして、武家社会で、お女

ことを自分一人で切りまわしているんです。特別にまかされているというのではありませんが、いわゆるお手伝いさんという言葉の意味では、私の場合、少し物足りないのです。

司会 最近、日本にもホームヘルパーという制度ができましたが、これを直訳して、お手伝いさんというようになったら、お手伝いさんとお手伝いさんと呼べようと、お手伝いさんと呼ばれようと、その名前よりも実質が重要だということをおうしやったわけですね。これと関連してみなさんは家族の人たちをどう呼びますか。また、家族の人はあなた方を何と呼びますか。

B 主人が私を呼ぶ場合、名字で呼びます。子供さんたちも同じです。

司会 あなたが子供さんを呼ぶときはどういふのですか。

B その子の名前を呼びます。

司会 たとえば、よし子ちゃんという

れた体の病人にもひびくとしたら、希望を捨てないよう、絶対治療する見込みがないとは言いきれませんが、いわんや、一般の犯罪者の殆んどは、治療可能な心の病いを患っているものに過ぎないのです。

ともあれ、こうして十年を過ぎたこの制度に、なお今日横たわる問題は、より一層の社会一般の人々の協力が必要であるという事実です。

「犯罪なんて、私の子供に限って」と、あなたはおっしゃるかも知れません。それはそうに違いないと思います。しかし、因みに、次の数字を見て下さい。昭和二十三年の十四歳から二十歳までの少年人口は、千二百二十一万六千人ですが、このうち、同年中に非行をしたり、犯罪を犯す虞のある行ないをしったりして、警察に検挙されたものの数は、実に百二十万七千四百五十人（犯罪統計書）もいるのです。これは少年九人に一人の割合です。警察に検挙されない不良少年を考えると、この割合はもっと多くなります。これは、あなたの子供さん達の周りには一ぱいの不良少年がいることを物語っています。「私の子供に限って悪いことはしない」かも知れません。しかし随分危険な状態にあるというほかはありません。何とかこの状態を皆で改めない限り安心できないのが現状です。

さて、昭和二十六年から、毎年七月の一月間を「社会を明るくする運動」の期間として全国的な活動が展開されてきました。今年も七月一日から三十一日までの一か月間は、その第一〇回の運動月間として、いろいろの行事が計画されています。この運動の趣旨は、社会の人達に更生保護事業に対する理解と協力をお願いして、社会から犯罪の病巣を取り除き、犯罪者が再犯しないよう、皆で暖かく見守って、犯罪のない明るい社会をつくりましょうという運動なのです。

（法務省保護局調査連絡課）

（法務省保護局調査連絡課）

いことだと思ふんですけれども、それに
はもう少し理想的なものだと思ふ
んです。私、それを拝見して、その内
容が、実際に働いている人たちが作ら
れたものでなくて、まわりの人たちが作
たもので、ほんとうの声というものがそ
こに入っていないと思ふんです。です
から、できれば実際に働いている人たちの
経験を通して、ああいうものを作った
ら、もう少しよいものができるんじやな
いかという気がするんです。あの中で、
お友だちの関係のことまで指摘してい
るのは、ちょっと心外だと思ひました。
司会 今おっしゃったことは、官製の
こういうものは、私もあまり喜ばな
いという風に帰着しますね。(笑)

§ 主な雇用条件について

休日・賃金・賞与・労働時間

司会 婦人少年局で昨年、住込の女中
さんの実態調査をしました。今年は通
いの人の実態調査を始めることになっ
ています。主な雇用条件のうち休日の話が
先程から出ておりますが、いま申しまし
た調査によりますと、休日は、月二回が
大体三八％、一回が一八％、三回が三・
一％、四回がわずかに三・九％になっ
ております。そこでまず休日の回数、休日
のとり方についてお話し下さい。

B 私のところは原則として月二回
で、朝から晩まで休めば一日ですけれど
も、きょうみだいに、ひるから夕方まで
なら半日休みというわけです。こういう
日がありますから、その日にできるもの

で、何かいいものがないかなと思つて探
しているんですけれども。
司会 次に賃金ですが、手取り給料な
どについて少しくわしくお話し下さい。
C 今、私は月四千五百円いたたいて
います。それから今、学生さんを下宿さ
せているものですから、その方から特別
に千円支給されております。
司会 合計五千五百円ですか。
C そうです。それから今月からさら
に五百円昇給します。
D 私はお店の店員の方たちと同じで
す。うちでは、ふとんを持ってきてい
る人には五百円、ふとん手当てがつきま
す。私はそれを入れて七千五百円ですが、その
中から健康保険や区民税を引かれます。
B 私は今、四千五百円です。税金は
その中から自分で払っております。
司会 Aさんはいかがですか。
A 私の方を基準にされると困ると思
うんですけれども、今、三千円もらつて
います。それは税込みではあります。
司会 そうしますと、それだけ額には
差がありますけれども、月々定額を支給
されているわけですね。皆さんはそれを
花嫁修業の費用にするんですか。それと
も親元へ送るのですか。
B 私は親元へは送りません。自分で
ほとんど使っちゃいます。(笑)
司会 何に一番多く使いますか。
B 大部分、本を買ってしまいます。
司会 それはなかなかいいことです
ね。Cさんはどうですか。

C 私は今、ミシンを月賦で買って
います。あとは貯蓄しております。
司会 月給のほかに盆・暮の、会社で
いう賞与のようなもの、ありますか。
A はい。
司会 どれくらいありますか。
A 給料の二つ半ぐらいです。それに
品物が添えられて。
司会 品物というのは、やはり昔、お
金の代りに、けたや着物をくれた、あの
遺物ですか。やっぱり現物支給の方がい
いですか。
A やっぱりお金の方がいいと思ひま
す。品物でいただいても、似合わないも
のだったら、いつまでも着ないで、た
んすのこやしにしてしまうから。
C 私は現物でいただいていますけれ
ども、そういう場合はデパートなり商店
へ奥様と一緒に行って、私の好みに合
せて買っていた方がいいです。
司会 Aさんの場合は、よそからのも
らいものというところはございませんか。
A そういうことはございません。大
抵、いっぺんから、私に似合うだろうと
思つて買ってきて下さるんです。悪意
じゃないんですけれども、私にはあまり似
合いません。
司会 盆・暮にそういう品物をいただ
くときに、お友だち同士で交換するプレ
ゼントのような気持で受け取りますか。
それとも手当てという感じですか。

で家を焼かれ、石川県に行きました。母
は現在も石川県におられますので、昔の知
人を頼って世話していただきました。
B 私も職安を利用しませんでした。
東京の知人のあつせんです。
司会 きょう、お集まりの方は、職安
の利用者がおられないようですが、職安
では、女中さんになり手が少ないとい
つておぼしめしています。それに毎日の新聞
で女中さんを求める広告はいっぱい
あります。皆さんは一つとところにな
り長い間お勤めになつておられるので
すが、何年ぐらいですか。また、何が魅力
で長く勤めているのですか。
C 昭和二十九年からですから、六年
になります。御主人は商會社を経営し
ていらるんですけれども、奥様がとても
いい方なんです。それで私、奥様とい
う話合つてやっております。それ
に、いいことであつたら私の意見も取り
上げてもらえますし、そういうことで六
年間も気持ちよく働いてきました。



一期し合うだけでけつこう楽しい希交会の集まり

A 私、十年になります。家じゅうの
人が大衆民主的で、私はむしろ、主人対
女中というつながりでなく、人対人のつ
ながりで、いろいろな話を話合つて
きました。一つの問題を出しても、それ
を家じゅうで話し合うときもあります。
こういう場合は私の意見を言つて、それ
がよければ、それを通す。たとえば台所
を改善するにしても、実際に働くのは私
ですから、私が働きやすいように直して

る。それから、仕事についてどうい
うのが不足しているかとか、大体私
の意見が通ります。お休みでも週休
し、きょうのように特別な時にも時間
があれば出してもらえます。そういう
意味で、とても一般の家庭に勤めて
いる人より、大変都合がよいと思ひ
ます。司会 Bさんは商店とかおし
やいまだが、そうじゃないんですか。
B 学用品を売っています。奥さん
が、めめ家族の方がとてもよいので、今年で満
四年です。
D 私は六年つとめています。

に条件を「女子職安」としてはどのよう
な条件で働かせたかという雇用の
基準を書いておられますけれども、このよ
うなことを、たとえばAさんと奥さんと
の間ではっきりさせておくということが
大切じゃないでしょうか。
B そうですね。
C ですけれども、私たちのこういう
仕事は、普通のサラリーマンみたいに、
朝九時から夕方五時までお勤めすれば
いいというわけじゃないんです。私たち
は朝起きればすぐ仕事が始まるし、
夜おそくなってお客さんが見えないと
限ります。だから、ある程度の大きな
条件というものは必要だと思ひますが、
条件さえよければ使ってくれる人はど
んな人でもいいというわけじゃないと思
ひます。やっぱり奥さんの気持と私たち
の気持が一緒にならなければいけない
し、そこにかかりに条件がなくても、お互
いに気持ちよく働けたら、それでいいん
じゃないかという気がするんです。
司会 今、Cさんがおっしゃったこと
は、奥さんと皆さん方との関係、むずか
しい人間関係ですね。これをよく
することがそういう条件を自然にきめる
ことになるし、そんなにきまらぬ細部ま
できめなくても、給料とか休日とか大筋
の条件さえはつきりしておけばいいん
じゃないかという趣旨ですね。
A 私、職安からそういうパンフレ
ットが出されたというところは、大分い

も雇入れの際、雇用条件は示 されたか

司会 みなさんが雇われた際に、お約
束といひますか、そういうことをはき
りなさいましたか。
A 私は初め、今のうちへ来るときに
給料の面も、休日の面も、全然きめられ
ていなかったんです。ただ、ばくせん
行つて、働くという状態だったんです。
今だったらそういうことをききとめ
てから行つたろうと思ひます。行つ
てみて仕事が大へん楽し、お休みは月
に二回あがる、それから給料のこと
は、月末になって初めていくらだとい
うことがわかったんです。
B 給料がいくらで休日はどのくらい
と、大体のことはきめて入ったんです。
C 私も始めは、Aさんのお話の通り
に、ばくせん行つて、月末までお給料
もお休みのこともわからなかったん
です。最初はすつとおいていたけれどど
うもきまらなかつたので……。もし最
初からそれがわかっていたら、お給料や
お休みのことも、一応伺つてから入つ
たと思ひます。
司会 引いゆる「女中職安」につ
いて
司会 昨年、神田橋の女子職安で「女
中職安」というパンフレットを出したこ
とを存じですか。
B ちょっと拝見しました。
司会 こういうものを配つて、雇う方

C 私はいわゆるお盆とか暮にいただくのは、ポーナスのようなものだと思う。ますけれども、間にも忙しかったときなんか、奥様の好意で贈られたものは、普通の贈物としていただいております。

D 私、賞与はお店の方と一緒にもらいますけれど、特別に奥さんやおばあさんが、子供を見てくれるからとか、いろいろなこと別で下さるときは、ほんとのプレゼントというか、賞与よりも何か身にしみえる感じがするんです。

B 私のところはお盆と暮に賞与として、たいてい半月分くらい下さいますけれど、そのとき、お金がいいか品物がいいかときかれます。いつでしたか、品物がほしいだったので、欲しいものを言いましたら、それを買って下さって、予算がこれだけ余ったからと、残りのお金を下さいました。

司会 そうすると、現金にするか、品物にするかは、皆さんの意見をきいてきめてもらいたいという御意見ですね。

B 私はその方がいいと思うんです。いらぬものをいただくよりも下さる方がわるいし、ほんとうに自分がほしいものがあるとき、いただいた方がいい……。

司会 次に労働時間のことを伺いたいのですが、女中さんの場合、朝起きれば労働にかかり、夜も不意の来客があれば働かなければならない。先ほど、Aさんが言われたように、皆さんには、なるべく自由時間を多く持たたいというお気持ちがあると思いますが、いかがですか。

A ちょっと関係が悪くなりまして、やっとながとれたんです。

司会 そういう場合の医療費は？

A 自分で負担します。でもポーナスのとき、幾らかかったかときかれて、そのとき半額くらい——それは御主人のポーナスの割によってでしょうけれど、三分の二なり半額なり出してくれます。

司会 つぎに皆さんの部屋のことを話して下さい。

B 自分の部屋はありません。

A 初めは家庭的というところで自分の部屋はなかったんですが、どうしても不便なので、去年話あって、やっとながとれた。それが六畳でいかにも広すぎたんで、四畳半にかえてもらいました。

司会 Cさんのところはどうか。

C 私はきまいった部屋がないんですが、四畳半くらいの洋間があって、そこに私の品物が置いてありますから、寝る部屋がないというだけのことなんです。

司会 その点、Bさんのように本を蔵む部屋がほしいですか。

C 別に感じません。奥様と二人きりですから。奥様が留守のときに、茶の間で昼間読んだりしますから、それほど不

がおりたろうと思ひます。そこで、やはりサラリーマンのように、休憩時間と朝八時以前または、夜九時以後は使わない、というふうにはつきりきめた方がよいとお考えなのか、それとも、もっと弾力性のあるきめ方のほうがよいとお考えなのか、その辺どうでしょう。

A 主人側では早く自由時間にしてやりたいと思ひます。そこへ外からお客が来れば、自由時間になりません。ですから、それはうちの中だけでは解決できない問題だと思ひます。それは社会にながっていることですから、皆さんが夜訪問しないようにすれば、私たちも早く自由になれるんじゃないかと思ひます。

司会 単に主婦や御主人だけの問題じゃない、もう少し社会的にそういう自覚が必要なんだということですね。最近、商店の閉店時間がやましく言われているが、実行されておりますか。

D 閉店時刻は十一時で、朝は大体九時から九時半なんですが、私のところは食堂ですから、夜の方がお客さんが多いので、朝は早く始めても、日中はとてもひまで、時間をもてあますこともありません。ですから、そういう場合は、お店に差をつける程度で、自分のことに時間を使ってもいいわけなんです。きちんとしてきめて、その間は働かなければならない、お客さんが見えなければ仕事にならんんですから、みんな主人と話し合

うにしたらよいと思ひます。うちは、三、四十人店員がいまから女中もいっしょに職場学校というふうなものを作って、朝開店時間をおくらせて、お店についての感想などを話しあつたりします。

司会 皆さんの中には、一定の時間以後は絶対に働かせないという奥さんはいらっしゃらないわけですね。休憩なんかも自分で設計しなければならぬのでし

うね。例のパンフレットの中に、奥さんが生活設計をして、時間表を作った、それに従って家事使用人を使つたらどうかというように書いてあります。それがいい思ひつきだと思ひますが、休憩時間もないから、できるだけ外へお使いに出て、その時間を休憩にするというふうなことを聞いたことがありま

すけれど、その点はどうでしょう。

C 私は昼間はほとんど奥様と二人きりです。ところが奥様はさびしがりやなものですから、何か話相手をしなくちゃならない、そうすると仕事ができないので早く奥様が出てくれないか、その間に、あれもこれもして、と仕事が多量にたまりまして、奥様がいらしたとき、一緒にお茶をのみながら話をしたりしてはいますが、奥様が留守になると休めないんです。自分がそのとき休もうと思えば休めるのに、結局一日じゅう働いてはいます。

司会 それはむしろ愚痴すぎるんです。自分、自分の生活プランにしばられ

て、かえって休めないというのには、ちょっと不合理ですね。(笑)だからCさんはお手伝いさんじゃないとおっしゃるわけですね。中心になつてやられていらつしやるから、Cさんが休日をとつたら、家の中はてんでとろろです。

C ですから私は心配で、食事のころになると、ちゃんと、ご飯の支度できてからしたら、なんてつまらないことばかり考えているんです。こうして出てきてもうちのことが気になるんです。

司会 Dさんのところは十一時ごろまで開店しているそうですが、朝からずっと休まないんですか。

D 大体午後二時ごろから四時ごろまでひまなので、その間に何とかして出してもらいたいと思ひますけれど、言おうか言まいかと迷っているんです。

医療関係・居室・教育訓練等

司会 Dさんは店の方と一緒に健康保険があるというお話でしたが、ほかの方はいかがですか。

B 私も入っております。

司会 住込み女中さんの調査をしたときに、保険に加入している方が少なかつたのですが、皆さん方は一応病気をしたとしても、あまり困らないわけですね。

C 私は歯が悪いので、歯医者に一年に一度くらいずつ、歯医者に二万円くらい払っています。

D 私の場合は歯医者とか普通の医療

便を感じません。手紙などは、洋間にテ

ーブルがあるから、そこで書きます。

司会 みなさん方は、ときどきグループ主催の教育訓練を受けておられるそうですね。けれども、この点について何か御感想をおきかせ下さい。



で何か変わったことをやっていますか。

C 私たちの方はほとんど遊びが主みたいなんです。

B 毎月一度ぐらい集会をやつて、いろいろ身近な問題を話し合いますし、年に一回、レクリエーションとして外へ遊びに行きます。去年は泊旅行をしました。今年は潮干狩りに行く予定です。みんなが一人ずつの職場です。お友だちと話し合うことが一番楽しみなんです。ですから集まると、結構楽しく話して帰ってくるんです。

司会 そういう集まりに、なかなか出してもらえない人もあるでしょうね。

B 初めのうちは出にくかったんですが、今では大抵、お休みの融通がつく限り皆さん出ていらつしやいます。

司会 そういう場合は、休暇を振りかえて出てくるということですね。

B 今では希交会の大抵の人が日曜にお休みがとれるようになったんです。まだ平日のお休みの人も多いので、なるべく日曜にするように奥様方に協力していただいているんです。

司会 それでは、遠方から来ている人の場合、ときどき国へ帰るときなどの旅費はどうしていますか。

B 自分で出します。

A 私も自分で出します。

司会 赴任する場合とか、帰郷する場合に、せめて旅費ぐらいは雇主が負担すべきだとは思ひます。

C 私は旅費そのものは自分で負担しておりますが、そのとき、お小遣として旅費以上のものをいただいています。

医療関係・居室・教育訓練等

司会 皆さん御存じの労働基準法という法律ができたとき、その中で一番問題になったのは、家族の労働者、内職の労働者、それから皆さん方のような家事使用人、こういう人たちのことをどうするかという点で、十年前の日本の状況では、そこまで手を伸ばすことはできなかった。ところが、一応、労働基準法からは家事使用人を除くことになりました。

しかし、いつまでこれを放っておいてはいいまいというのが最近の世論なんです。そこで大筋の労働の基本的な事柄だけでも法律でつきりしておく方がよいとお考えですか。それとも、話し合ひできめたい方がよいとお考えですか。

D 若い方がこれから持つ家庭なら話し合ひでもよくいくんじゃないかと思ひます。けれども、年をとった古い考えの方ですと、法律的に規定しても一概にうまくいかないんじゃないかと思ひます。私のうちの場合ですと、お年寄りがいらつしやるから、話してもなかなかピンとこないんじゃないかと思ひます。

B 私は、そういう差があることは

で、かえって休めないというのには、ちょっと不合理ですね。(笑)だからCさんはお手伝いさんじゃないとおっしゃるわけですね。中心になつてやられていらつしやるから、Cさんが休日をとつたら、家の中はてんでとろろです。

技術を持たないために就職が困難である一般の婦人や、年齢や家庭状況からなかなか適職を得られず、職域も限られてくる中年婦人や未亡人のための職業対策として、婦人少年局が、女性の特性をいかし、しかも需要の多い職種として、家事使用人の養成に着目して創設されたのが家事サービス補導所です。そして、まず東京、大阪の二か所に設置されましたが、大阪は三十二年七月に発足し、この七月で三周年を迎えようとしています。現在、十二期生の補導中ですが、修了生は毎期需要の十分の一にも感じられない盛況です。

以下、統計や調査資料によって、三年間の動向を振り返ると共に、今後の問題点について考えてみたいと思います。

年度別就職状況(表紙二のグラフ参照)で一番注目されることは、年ごと



一 調理(上)と和式作法の実習

が、仕事
の範囲・
勤めてく
れるのに
くらべれ
ば、夕方
には帰る
通勤やパ
ートタイ
ムの女中
さんは不
便にはあ
がない
でしよう
が、仕事
の範囲・
勤めてく
れるのに
くらべれ
ば、夕方
には帰る
通勤やパ
ートタイ
ムの女中
さんは不
便にはあ
がない
でしよう
が、仕事
の範囲・

勤めてく
れるのに
くらべれ
ば、夕方
には帰る
通勤やパ
ートタイ
ムの女中
さんは不
便にはあ
がない
でしよう
が、仕事
の範囲・
勤めてく
れるのに
くらべれ
ば、夕方
には帰る
通勤やパ
ートタイ
ムの女中
さんは不
便にはあ
がない
でしよう
が、仕事
の範囲・

共働き家庭からの利用が多くなったことがあげられます。その大部分は鉄筋住宅の居住者で週一、二回、不在中に掃除・洗濯をはじめ、安心して家事がまかせられる「パートさん」により、休日はほとんどに自分の休養にあてられる。なぜもっと早くこのパートに気がつかなかったのだろうか、と喜ばれています。もちろん一般家庭でも住込によくみられるような不用の気づかいもなく、パートで家事処理してもらいながら、安心して外出やけいこの時間ももてると、大いにこの制度を礼讃しています。

お手伝いさんが家事一般はむろんのこと、その他もろもろの雑用係を勤めてくれるのにくらべれば、夕方には帰る通勤やパートタイムの女中さんは不便にはあがないでしようが、仕事の範囲・



大阪家事サービス 補導所の近況

水谷 トミコ

いいことだと思えます。現在、そこらうたわれている以上の待遇の方は別ですが、今までの方はそれ以下の人が多いと思うんです。ですからそういう法律があることによって、少なくともみんなの待遇がそこまできつめられるというとは非常にいいと思うんです。それが法律にうたわれる以上、なるべくいいものであつてほしいと思います。

司会 よその国では、大抵二十三の国に家事使用人に適用される法律がありまして、イタリアやドイツでも戦後、できまして、労働基準法ほど厳格な規定ではありませんが、家事使用人の問題を考える委員会を設けて、女中さん自身の意見や地方的な色彩も入れて、大まかな基準をきめて、一歩一歩理想に進んでいくという仕組みになっています。現在、日本にそういう法律が必要なのかどうか、労働省としても、まだまだ研究しなければならぬ段階です。現在、不十分ではあります。が、家事使用人については、民法に若干、雇用契約の制約がありますが、それすら、年とった使用者の方はご存じないようですから、そういうこともこれから詰めでPRしていきたいと思えます。

女中さんからの希望・要望

司会 皆さん方の関係の役所としては安定所・労働事務所・婦人少年室などありますが、そういう役所への御要望でもその他の御希望でもおきかせ下さい。

C いろいろお役所で私たちのことを考えて下さるのはありがたいと思えます。が、お給料を多くした反面、仕事の方も多く要求されるのだった困るんです。ささきも話がでたように、役所から一方的に押しつけられたものより、お互いに話し合いながらやっていく部分が多いんじゃないかという気がするんです。

D きょう出てくるとき、労働省の話があるらしい、と言ったら、ちよつと役所をのぞいてみたんですけれど、「まあ行つてらっしゃい」ということで来ました。

役所はこわいところという印象が……

〇 これは間接的にきいた話ですけど、ある女中さんが、「月に一ぺんくらいからお休みを下さい」と奥様に言ったら、「お休みをあげる代りに夜まで一日中使つてやる」と言われたんだそうです。そんなとき、どこへ訴えてよいかわからないということも多いわけです。

司会 そうすると皆さんは今まで役所とはあまり接触がないから、よく知らないというのが現状ですね。先ほど申しました外国の家事使用人の委員会には、女中さんの代表も、雇用主の代表も、それから労働経験者も入っていて、今のお話のような場合、苦情を訴えれば、処理してくれるという仕組みになっています。

A 私が今のうちに十年いりてめやる場合、ほかのところへ行く、また一年生からやり直さなければならぬんです。そういうとき、今まで働いていたうちの

奥さんが、私にはどういふ仕事ができるか、また、どういふ仕事か上手だという証明をしてくれたらいいんじゃないか、そうすると今度は使主人も、給料をきめるにしても一応の見当がつくんじゃないかと思うんです。十年もいて八千円ももらっている人が、また二千円から始めるというのでは困りますから、技術面で何か保証するものができたらと思います。

司会 スエーデンなどでは、そういうことをやっております。たとえば、Aという主人のところへ何年勤めて、この人はお料理が非常にうまい、あるいは洋服の特技があるというふうな証明をして、次のBの家へ行くというふうな制度が認められています。先程の雇用の基準としてきめるとすれば、最少限どんなことがきまつていけばいいと思いますか。

D 労働時間とか給料のこと、お友達との交際のことなどが、世間にもっとよく知られるようになったらよいと思えます。新聞に出る募集の広告なんかにも、そういう点をもっとよくわかるように書いてあったらいいと思います。

B 休日・給料、それから仕事の内容などは、ぜひきめていただきたい。

D 話し合いでという意見もあります。が、ある程度の条件がきまつていた方がいいんじゃないか。始めからうちの方とそんなによく気が合うということはないんじゃないかと思えますから。

A 私もそう思います。

司会 ほかに何か御主人に対して望むことはありますか。

D 何か習いものに出していただきたいんです。もう六年になりますから、なかなか口に出していいものですね。

司会 最後に、結婚の問題をどう考えていますか。みなさんが重宝がられていて、私にやめられ……なんて心配でやめられないんじゃないですか。

〇 私はやっぱり心配ですね。ですからあめめる前に早くかわりの人に来てもらつて、安心してまかせられるようにしてから出ていきたいと思えます。ですから早く結婚しようというよりも、早く仕事をうけついでくれる人ができてからというふうな気が先なんです。

B いい相手がいれば結婚しますけれど、私たちに交際の機会がないんです。会の大でいの人と男性に接する機会がないと云っています。将来のことを考えると、男性のお友だちもあつた方がいいと思えます。

A どなたか紹介してくれなければ、今の職場にいる限り男の人と接する機会はないんじゃないかと思えます。

D 私のところははおおせいおきですが、出入りの方が結婚相手を持てますけれど、私の番にはまだまだ。(笑)

司会 どうも長時間ありがとうございました。皆さんの声を今後大いに取り入れて、婦人少年局としましては、大いに勉強したいと思えます。―― 終り――

YWCA「きさらぎ会」は、家族をなれ、地方から都会に出て住込みで働いている家事お手伝いさんの集まりです。昭和三十四年二月、同じ境遇にある友達

きさらぎ会

女中さんの二つのグループ

きさらぎ会と希交会

本号掲載の座談会に出席していただいた四人の方は、いずれもグループ「きさらぎ会」・「希交会」に入っている方たちですが、現在、東京にある女中さんの会はこの二つくらいのもので、それぞれについて、責任者から紹介していただきます。

編集部

最近、店員さんたちのグループは、だいたいできてきましたが、家事使用人——いわゆる女中さんのグループは、まだあまり見あたりません。労働省婦人少年局の調査（本誌資料室参照）によっても、女中さんの組織に属している人は、調査人員の一・五％という事です。そしてその内容も親睦会的なもので、他の働く婦人の組織（労働組合）とはだいぶちがっているようです。

本号掲載の座談会に出席していただいた四人の方は、いずれもグループ「きさらぎ会」・「希交会」に入っている方たちですが、現在、東京にある女中さんの会はこの二つくらいのもので、それぞれについて、責任者から紹介していただきます。

最初と同じ仕事の友達に合いたいという一途な気持ちで、YWCAに集まってみたものの、この事を奥さま（雇用者）に話してお許しをいただけたかどうか迷った人が大部分のようでしたが、一年を経た今では、毎月一回の集会には特別の事情をおこない限り、よるこんで出しているだけになり、また、めんどろな問題の多い「主婦と家事手伝いの関係」についても、きさらぎ会で話されるばかりでなく、「雇用者の主婦達の懇談会」も開かれて、両者の考え、言い分を両方から出してお互い理解を深めようという方向で進んでいます。

また、きさらぎ会集会も月一回でなく、将来は集会日を多くして、その目に出られない人も次の時は出られるようにしてほしい、プログラムも趣味的なもの——お花・手芸・絵画——娯楽的なものも入れて

を行きたいなどと、みんなの希望はつきません。

現在のところ、集会日は毎月二十日過ぎの火曜日（第三または第四）十一時～四時、神田駿河台の会館でしています。一回の集会費は食事代と通信費実費百円程度、但しビュッケットの時は交通費が加わり二百円くらい。入会費、申込用紙に記入して、会費二百円を添えてお申込み下さい。毎月の集会の通知書をお送りします。詳細お問合わせは（291）東京YWCAきさらぎ会）。

（東京YWCA 泉 環）

希交会が生まれて今年で六年になりました。生まれた動機は、その当時、事務所勤で働いていた女中さんが朝日新聞のひととき欄に、「都会と田舎の違い」と題して投稿したのを、朝日でとりあげ、「女中さんの疑問」として紙上に掲載してくれたのがきっかけで、この記事を読んだ女中さん達から沢山のたよりを事務所や朝日新聞社に寄せられ、その結果、第一回総会が開かれるまでに発展しました。

第一回総会で地域ごとにグループを設けることと、毎月機関誌を出すことなどが決まり、今日では太○号を数えるようになり、会が生まれたころは日本中で始めてできた女中達の会とあって、世間からいろいろの目で見られたこともあ

希交会

りましたが、地味な活動を続けて来ました。私たちの会は、同じ女中という職業で結ばれた人たちがおたがいに人間として自信をもって伸びてゆくために、いろいろのことを話し合い、ひいては良き家庭の人、立派な社会人になってゆくことが私たちの何よりの希望なのです。

現在、会の主な集まりとしては、年一回の総会と毎月第三日曜日の例会とです。春と秋には会員相互の親睦をはかるためにレクリエーション、また趣味を活動として勉強する専門部があり、専門部には読書・コラージュ・お料理・生花部などそれぞれ活発に勉強会が持たれています。こうして会としての集まりが持たれる度に私たちのぶつかる悩みは会場がなっていくことです。そこで、五年程前から希交会の家を作る計画がたてられ、会員の一人玉野会、読書の部、雑巾がしなどが、ささやかな夢を実現するために、仲間たちの間で続けられ、現在までに約六万円が集まりました。家を建てるにはまだほど遠い金額ですが、私たちの集まりの場所や、憩いの場としての自分たちの家を作るために、毎日みんなで雑巾がしにがんばっています。

なお、希交会の会費は三月二百円、入会金五十円、地方にもグループがあります。つぎの住所にお問い合わせて下さい。会則をお送りします。

（事務所東京都板橋区大山金井町四五 全井八重子方 希交会連絡部）

配偶関係並びに子供の有無（昭和34年度）

区 分 期 別	配 偶 関 係						子 供 の 有 無 (18歳未満)					
	未婚	既 婚				計	子供無	子供有 (内は6歳未満の子供)				計
		有夫	離別	死別	計			1人	2人	3人以上	計	
第8期	35	18	9	7	34	69	19	(2) 10	(0) 3	(1) 2	(3) 15	34
第9期	39	21	11	6	38	77	21	(0) 8	(0) 5	(0) 4	(0) 17	38
第10期	48	33	5	9	47	95	23	(1) 10	(2) 8	(1) 6	(4) 24	47
第11期	58	27	10	5	42	100	24	(2) 8	(0) 5	(0) 5	(2) 18	42
計	180	99	35	27	161	341	87	(5) 36	(2) 21	(2) 17	(9) 74	161
百分比	52.8	29.0	10.3	7.9	47.2	100%	54.0	22.4	13.0	10.6	46.0	100%

え、働く時間の限界をきめてほしい。
○元気でよい働きをするためにも睡眠時間をもっとほしい。
○休日以外は肉体的にも精神的に

も解放感のない住込勤務者の気持ちを理解してほしい。
○自分の個室がほしい。
○自分の時間が全然ない。
○お互いに話し合えるような雰囲気してほしい。

等々であります。寝食を共にする住込勤務者にはとくに問題点が多く、このままではますます敬遠される傾向かと思えます。この対策として、つぎのことが考えられます。

一、通勤・パート制の利用
二、雇用関係の改善
三、寄宿舎の設置

特に、(三)に就いて「雇用関係」と申しますのは、雇用条件とか待遇改善以前の問題、即ち「明るい人間関係」への配慮が望まれるからなのであります。お互いの人格を尊重する家族関係が成長しつつありますとき、使用人だけはその例外である筈ありません。ある通勤者は、お手伝いさん人間性が認められれば、家事サービスも楽しい職業であると言っています。明るく楽しい職業として確立できますことを心から願う次第です。

（大阪府立家事サービス職業指導所長）

家事使用人の新型二つ

○奨学女中さん

求人数が求職数の約四倍という女中さんの求人難打開と、働きながら進学を希望する中卒の女の子に、よい職場環境と一石二鳥をねらったものが「奨学女中さん」という呼称のもとに、東京の渋谷職安で、今春から試みられている。三月二十二日宮城県、千葉県、両県から二十一名の利口そうな少女達の第一陣が上京した。先生や母親たちにつきそわれた少女達は、「奨学女中」を志すだけにみんなハキハキと、不安のかけはし一かからもな

少女達は渋谷区稲田の日本看護婦協会会館で開かれた「奨学女中さん」を迎える会」で雇用主と初対面し、それぞれの就職先に落ちついたが、雇用主の中には、高校の校長先生などもあり、そこに落ちつく少女は、その校長先生の学校の定時に通学するのだそうである。

昨年、神田橋の女子職安で求人難の打開策として、「女中憲章」というピンチヒッターを打ち出した。奨学女中さんを雇いたい人には、何をさせておいてもこの「女中憲章」をケンケンフクウすることとを前提としている。回く、月収三千元以上、昇給年三百円以上、賞与益壽に計三千元以上、拘束時間十五時間とし、そのうち五時間を通学時間とする、休日月二回以上、その原他則として個室を与

え、食事と家族と同じものをということがある。雇用主側は、これを通してもいいから私の手へせよと、二十一名の少女をめぐって職安は配給方に頭をなやましたのである。

二十一名全部が全部定時制進学を希望しているわけではなく、中には、洋裁を習いたいもの、料理を習いたいものなどもあるが、通学希望者は、地域的に、代々木高校進学が多く、今日まで一人の脱落者もなく、奨学女中さんへの出足はすこぶるよい。雇用主側からも、職安に別にお小言は来ないそうである。もちろん少女達は非常に満足であるらしい。

入学金、最初の教材費は雇用主の負担。少女達は授業料、生徒会費、旅行積立金など五百円以下の負担で、ますます恵まれた条件といえよう。彼女達は、上京すると直ちに、三月二十五、二十六、二十八の三日間、婦人少年局の施設である「戸山家事サービス指導所」で東京の家事お手伝いさんの資格を身につけるための講習会を受けた。（東京婦人少年局）

○大阪の学生女中さん

春・夏・冬の休暇にアルバイトを希望する学生は多いが、近ごろ、女子は確実な家庭に通勤で家事の手伝いに、男子は泊り込みで年末年始に帰郷するアパート居住者などの留守番に行く。また年間二〇〇三〇件だが、女中松底の折からちょっとお耳に。

（大阪婦人少年局）

女中を使用する方へのアンケート

東京都内で、現在、女中さんを使っている二十人の方に、つぎのようなアンケートを出してみました。これに対し、十人の方からお返事をいただきましたので、ここに掲載いたします。

編集部

質問

- 1、どのような経路で女中さんをお願いしましたか。
 - 2、お宅で女中さんが必要になったとき、すぐありましたか。
 - 3、給料・労働時間・休日・仕事の内容などを雇い入れに際して、女中さんと話し合いましたか。
 - 4、女中さんに望むことを書き下さい。
 - 5、世間では、女中さんが不足しているといわれていますが、この問題はどうか解決したらよいとお考えですか。
- 備考 氏名のあとの(一)内は使用者の職業

〇

鈴木 布美
(協会役員)

- 1 四、五年前、地方職安から当方へ来た女中さんがありました。よい娘でしたが、一足ちがいで知人から回されたほかの娘さんが当方へ来てしまったので、知合の外人宅へまわしました。その女中さんが親戚の娘を世話してくれました。
- 2 相当、口がかかって来ますが(三)

四月、選考しますから直ぐというわけにはまいりません。

- 3 話し合いました。本人が来る前に条件を出します。本人が条件を受け入れて来た初面会の時、もう一度直接話し合いました。
- 4 健康、正直、信頼し合える人柄。
- 5 若い女性の間では、家事労働より他の職業労働の方が何か解放的で明るく魅力があるようです。その上、他の職業では一定時間外は開放されて心身の自由があり、定休日があり、給金も多いのではないかと、こんな点を雇人側は反省したらよいと思います。

しかし、女中という職業も一概に割の悪い職業であるともいい切れません。理解のある雇主も多くあるのに、一種の偏見が女中さん側にもあると思えます。新聞なども、この職業をたたきような調子でなく、いい面から指導するように紹介することも必要だと思います。

〇 明菜 倫子
(大学教員)

- 1 現在の人は、知り合いの女中さんの

〇

三沢 敬義
(医師・勤)

- 1 福島県の親類の知人の紹介。
- 2 前々から頼んで置かなくてはすくには見つかりません。
- 3 今居る人は六年前なので、給料以外は話し合いませんでした。忙しい時は臨時に頼む人とは給料・休日のことなどは話し合いました。
- 4 今までは職安のお世話になりましたが、いつもお頼みして一週間くらいで紹介していただけた。その希望があれば聞くようにいたしておきます。
- 5 大抵の若い人はお尻がかるく、何か些細な事でもあれば、すぐやめるという態度に出ます。自分というものに對する確信がないためかもしれない。もっとすべてに自信を持って欲しいと思います。

渋谷の職安に十名居られる奨学女中さんというの、一つの行き方だと思えます。女中さんという仕事にプライドを持たせてあげるようになったらよいと思います。それには、労働条件をよくすることだと思います。客観的に考えましても、女工さんや女店員さんなどに比べて、将来役立つ仕事でもあり、また仕事の内容自体も決して劣るものとは思われませんが、この点を、再認識してもらうことでしよう。

〇

岩田 愛子
(主婦)

- 1 従弟(中学校教師)の推薦です。
- 2 いままではありません。
- 3 私のところでは、必ずその子の性格を生かして看護婦学校とか調物和裁等、本人の希望にそって学校の通学の余暇を与えて、必ず何かの資格をとらせています。
- 4 あまり近來の女中さん達は責任感と義務を果たすという事に対して訓練されていまいやうです。それに道義心がちっともありません。
- 5 結局、雇人方と雇われる方でも、もっと研究することだと思えます。

〇

浜田 常雄
(鉄工業)

- 1 学校に依頼しました。
- 2 ありました。
- 3 学校就職係の先生を通じて話ししました。
- 4 労働時間などはどんな仕事でも気持よく手伝ってもらいたいと思います。
- 5 先ず一日の中に自分の時間を、与えるのが先決だと思えます。

〇

大久保 美子

- 1 知人のお世話で来てくれました。
- 2 三か月くらいみつからなくて困りました。
- 3 話し合いました。
- 4 家族(雇主)の一員で有ること。責任観念を持つこと。
- 5 人間関係と平等との問題を、女中と雇主の両方で、今後は考えて見たいと思います。

〇

山田 悦世
(薬局)

- 1 前回の勤務者が探して呉れる。
- 2 臨時は、早く見つけられます。つまり、通いで、近所の人に来て呉れます。(定職者はすぐは無理でしょう。)
- 3 先方の希望を、向うから言ってきた。こちらからも条件を話してお互いの理解の上で意見が一致したら雇います。
- 4 家族の一員として、おちついて腰を下してもらいたい。

〇

守川 陽子
(医 院)

- 1 知人。
- 2 ありません。
- 3 話し合います。先方の希望も十分きいて、納得の上、雇います。
- 4 家族の一員として、おちついて腰を下してもらいたい。

〇

神尾 嘉津子
(主婦)

- 1 田舎(堀里)から。あるいは、知人から依頼された人を雇います。
- 2 ありません。
- 3 話し合いました。
- 4 家族の一員として働いてもらいたい。(こちら側も家族同様に待遇する。)
- 5 女性の家事労働に對して、人格を認めること。(雇人の側の問題)

〇

坂東 信子
(主婦)

- 1 寺院(関係ある田舎の寺)の紹介。
- 2 大体あります。しかし必要になる時のために、ふだんから準備をしておきます。
- 3 もちろん話し合います。
- 4 自分の生活について考えをほしい。
- 5 雇人立場の人の考え(受け入れ方)を直すこと。現代の就労(特に婦人の)状況について、一般の奥さんがもっと勉強すること。

〇

女中さんたちの
「ただのグループ」誕生

去る三月、千葉婦人少年室に松戸市に住むお手伝いさんから一枚のハガキが届きました。「九州にいる時は働く年少者のグループ(若者会)があり(佐賀県少室指導、同じ働く者同士で働ましてきたが、千葉にもそのようなグループがあったら教えて下さい。ひとりぼっちでさびしくありません。というものでした。このことが朝日新聞にて、婦人少年室に次々とお手伝いさんたちから「ぜひ私も仲間に入れて下さい」と云って来ました。二十人位になった時「何でもかましよう」と回覧ノートを二冊編みました。ひと通り回ったところで始めの集まりを五月二十五日新緑の谷津遊園でひらき、お手伝いさん十八人が「友達ができ明日から働くハガキができた。夢のようだ」と喜びあいました。この集まりですくすく伸びるようにならなければならぬ。また婦人少年室はかけの力となることを約束しました。この集まりの模様を放送で聞いた人達からも入会の希望があり現在三十人近くになり、新しいノートが廻りはじめました。

(千葉婦人少年室)

石川県 異聞女学校バタンの



川島利子

*入学者ヤリーのバタン女学校

「あんた学校卒業したら、どこへいく」
「まだきまらん」
「高校へ進学するが」
「な—も」
「ほんなら就職するがやる、私も就職するけど。あんたどこにするつもりや」
「私ね、ほんとは東京かどこかに住込みで働いてみたいけど、うちの人は反対やし仕方ないさかい、ハタバにしようか—と思うとるがや」
「あんたもか、私もそうや」
「二人とも、バタン女学校やね」
「うん」ウフフ、ウフフ……
広々とした早稲米地帯の加賀平野に散在する部落を歩くと、民家の中にけ込

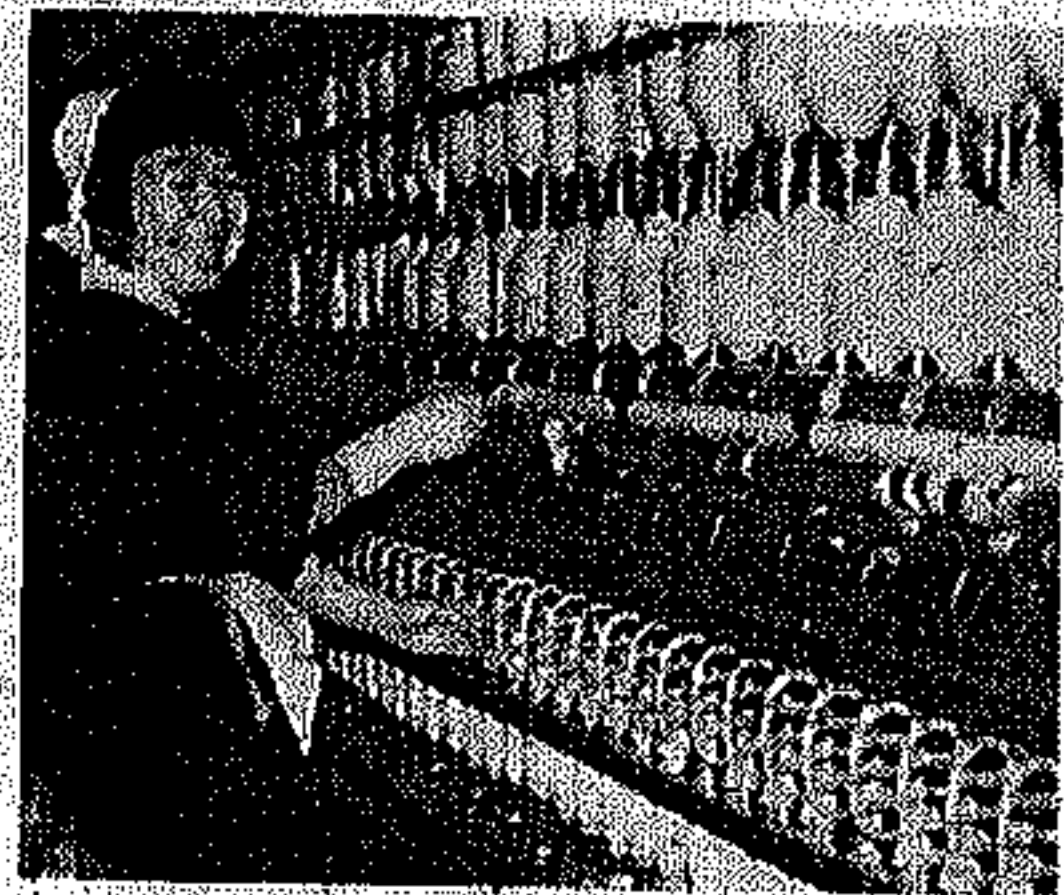
んだように、機織場が二軒も三軒もあってゴウゴウと機織の音がひびいて来る。奥能登には機織場が多いが、七尾まではほとんどに機織場が多い。木津・高松のようにつけるみ機織場の町もいくつかある。織っているのは人絹からオーガンジ・倫子・ナイロン・レース・高級織物と種類も多く、輸出品も内地物もある。石川県の年少労働者数は一万一千人余りだが、その半数の約六千人が紡織業に働いている。その中には遠く九州や、秋田・岩手からも働きに来ていて、今年入社した学生だけでも一千二百名にもなる。県内の今年の学生三千名に比べると県外のほうが多い。県外から採用して五千人の求人に対して、約二千三百人の就職者しかなかった。

金沢のきれいな寄宿舎のある紡織工場でも今年のように新卒者の少ない年には苦勞するといふのだから、小さな事業場となると、容易なことでは年少者が来てくれない。羽咋郡などでは、地元の学校からは一人も採用できなくておさげな登あたりから頼んで来てもらうとこぼしている工場もあるくらいで、業主の座談会などで、「どうも学校がケシカラン。人の余っていた時は、どうぞ採用して下さいと頼んだくせに、近頃になると、大きな紡績から来ると、みんなそこへいってしもう。」

「安定所もそうだ。おしちのとこには、

て来たそうだ」
皆来年中を出る生徒をねらうてのうわさ話である。修学旅行の費用も、卒業した自分ととるに比べてくるなら、全額持ちましようとしてくるというのだ。一人世話をすると三万円、などという人身売買のようなうわさも出たが、ほんとかうてかわからない。

このように苦勞して来てもちった年少



一紡織工場の年少労働者一

者たから、いきおい大罪に取られ結果となり、春は花見、夏は海水浴、秋は慰安会と使うほうではなんともかして、ヨノ工場はイヤ、と思わすべく、大わらわ慰安会も首はせいでい県内の温泉で「日ぐらいいが帰ったが、近頃はとうしてどうして、関東・関西方面に足をのびし、宝塚あたりまでのデラックス版も多い。給料も前は準備正は偽いものと相場がきまつていて、職工になれば、職は職する増える位はみだから、残業で稼ぐのが当たり前のだった。近頃は準備正でも全額の中卒六、〇〇〇円、高卒八、〇〇〇円の賃金ベースが打ち出されてからは、その線に近づけるを得なくなつた。義理人情に厚い石川県の県民性から、一度就職したら少々よそより条件が悪くてもやめなかつたものだが、県民性もガメツクようになった現在では、親も子も、給料がよい方に平気で乗り替える傾向があるから、使う方も気が気ではない。こんな苦勞をしても、カアちゃん職工さんより、オエちゃんのほうがダンセン能率が上がるのだから、ほしがらるのも無理はない。

女学校が高校に変わったように、バタン女学校も、お母さんの時代とは大分変わったものである。お母さんのバタン女学生が伏見勝手に歩いたのに比べて、今のバタン女学生は胸をはって歩いていく。お母さん、おばあさんも、職工さんであつた彼女達、職工になるべく生

れて来たのかも知れない。その伝統は彼女たちの休の中に生きていて、手先の器用さは実にすばらしい。高松のあるお裁縫の先生、手芸に染物に、いるいるのしぼりを教えたが、三年も四年もかかってやっと一人前になるようなむずかしいものでも、いとも容易にこなしてしまい、その器用さに舌をまいたという。

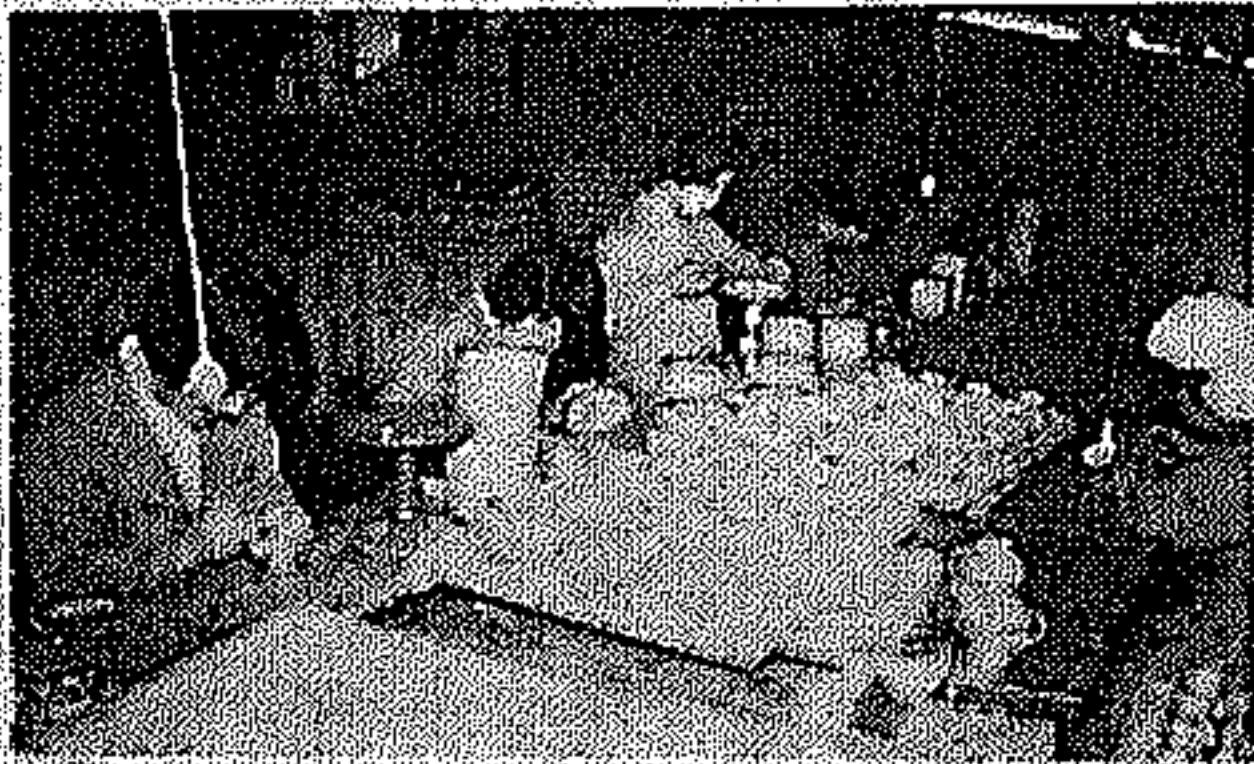
*「ドルブラウス」を縫う

金沢の町中に年中募集の看板の出ているのは縫製工場である。金沢市を中心に縫製工場が大小合わせて百二十六あまり散在する。全国第一の生産額を誇る約七百人の年少者が働いているが、これも年少者不足をなげいている。

製品は「ドルブラウス・スポーツシャツ・婦人ズボン・既成服などで、特に「ドルブラウス」は全輸出量の三分の一を作ります。一頭作りすぎて問題を投げ、業態も不振になり倒産する工場も出たが、その後は輸出業者の組織もガツナリして安定した仕事を続けている。すごいスピードでバデナブラウスを縫い流す彼女等は、「アメリカの人達が自分の縫ったものブラウスを着るのだと思うと楽しい」と語っていた。縫製工場は、ほとんど通いなので、特に年少者のために施設や、教養や、レクリエーションを考えるとあまりないのはいささか残念である。

*「硬質陶器」の給付

金沢の下真中に硬質陶器のN株式会社がある。内地物の洋食セットも作って



一硬質陶器の給付をする年少者たち一

るが製品の五割は南北アメリカ、三割が東南アジアに輸出される。ここにも女子年少者が百五十名働いている。

昨年初めて寄宿舎を作り新潟県の人を多く採用したが、寄宿舎に時々尋ねてゆくと、初めての他郷の空、親元を離れての生活はやはり彼女達をホームシックにさせていた。思ひ出されるのは家庭の夕食のあとの団らんであり、暖いお母さんの声だった。寝ている間に家に帰るから、さめての気持はミジメである。始めは笑ってばかりいた朗らかな彼女達も、度々の座談会に打ちとけて、しみじみ本心を語り、涙ぐんでいた。家に帰りたい人も出て来た。会社も寮母も彼女たちのホームシックをふせぐのに、必死に努力した。協賛員も度々訪れて協力した。

家から帰らない人が出ないかと心配したお盆休みも無事に通過、お正月の休暇

のあと、また元気な顔で帰って来た。一年後に同郷の同じ学校の卒業生達が先輩のあとを追って入社して来た頃は彼女達はすっかり落ち着いていた。新卒採用者の全員定着で大臣表賞を受けたのだから、会社の努力ももちろんだが、彼女達もよくガンバったものである。仕事は、型作りから束かけ、給付け・釜場・仕上げなど多くの工程に分かれていたが、そのほとんどに年少者が働いている。

寄宿舎に帰ってからの時間を無駄にすくしたくない、何かを習いたいと真剣に望んでいる。昨年から洋裁などを習っているが、今年あたりからもっと教科もふえることだろう。その上に彼女達はお金を貯めようと考えているのだから、なかなかガメツイ。彼女達曰く、「お金を使わないでおこうと思うけれど、何でも食べたて困る。毎月十円ずつキャンデーを食べても月に三百円だから今日は食べないでおこう、と決心して帰って来ても、誰か一人食べると、どうしてもガマシが出来る。アリア、カベタイ、カベタイ」食べ過ぎの年頃だもの、無理もないなあ、親が聞いたら、と思つたら胸がジーンとした。

*大小のチェーン作り

どうも女子ばかり先に書いて申し訳けない。男子年少者が一番多く働いている職種は機械器具製造の千六百名である。この中には、小松にある従業員三千人以上のK製作所がある。小松にはこの工場

の下請工場を含めて九千あまりの機械の部品製造工場があり、年少者が四百名程働いている。K工場には二百名程の年少者がいるから、あとはその他の工場に別れて、ナツパ服に油をにじませて働いている。K製作所では、ブルドーザーを主にして自動車や雪上車なども作り、雪上車は南極の観測に同伴して活躍した。ニュース映画で見て、あれば自分達が作りたいのだと大得意である。

山中温泉に行く時の大聖寺駅の線路続きに大小のチェーンを作っているD工業がある。チェーンといつても自転車用の小さいものからオートバイ・ローラー自動車用の大きい物もあり、全国生産の七割近くを占める工場には一五〇名の男女年少者が働いているが、男子の方が多い。小松のK製作所でもこのD工業でも定時制高校に通う年少者が多く、うんと勉強して、将来会社の中堅として恥しくな

い人間になるのを希望している。

金沢にあるバスを作っているK産業にも会社の発展と共に、年々年少者の数が増えているのも頼もしい。

年少労働者の労働条件も福祉対策も年々向上しているが、果全体としてみると他県に誇れるものはあまりない。しかし年少労働者福祉員も五七名に達し、機業その他の産業の週休制、商店街の一日休日と相まって、グループ指導や施設設置の機運もようやく高まって来たので今後に期待している。(石川婦人少年室長)

青年の見た各国の青少年の現状 ①

中央青少年問題協議会では、昭和三十四年度の事業として、約一〇〇名の実務にたずさわる青年男女を、視察及び国際親善の目的で、海外に派遣しました。団員は東南アジア班、豪州・ニュージーランド班、アメリカ班、欧州班に分かれ、各班三ヶ月にわたる旅行をしました。帰国後、それぞれの研究題目について得た結果をまとめ、その報告書「青年の見た世界」が刊行されましたので、同協議会の御厚意により、その中から各国の青少年問題についての報告を、二、三回に分けて紹介することになりました。

編集部



—ドイツの青果市場（西ドイツ）—

欧州諸国の青少年活動のうち、われわれが最も注目したのは、西ドイツの青年活動である。わが国と同じく敗戦という大きな痛手を受けたが、内外共に驚異的な復興をとげたのは、ドイツ国民のたゆまぬ努力もさることながら、青年の若き力の結束も、これに大いに寄与している事実を聞いていたからである。

一、青少年に対する国の施策

ドイツの青少年対策は戦前から非常に盛んであったが、戦後、大きな困難をかかえたのである。とくに混乱の最中に、両親・家庭を失った青少年の数は二〇万を超えたといわれるが、西ドイツ政府は、これらの青少年に対して、戦後処理費から七五〇万マルク、応急援助費から五〇〇万マルクを支出して、「青少年の家」を建設することから始めた。また政府は青少年に職を与え、希望を植えつけ、新しい出発点を示すために、いろいろの施策を講じ、その保護育成に努めて来た。

これにともない、青少年の間でも、自分たちの意志により、社会の下部において

西独の青少年の活動

福田 徳麿

て幾多の青少年グループが結成され、一九四九年には、ドイツ連邦共和国の誕生とともに、それらの主要な青少年団体は、ドイツ連邦青年同盟を結成するため中央に集まり、また各州においてもこれに準じて青年同盟が作られた。

それと同時に青年を鼓舞育成する目的で行なわれていたすべての施策を統合し、一九五〇年連邦青少年計画なるものが、立案実施された。これは、引続き今日まで継続されており、一九五七年から内務省の所管であったものを、家庭青少年問題省の所管となし、民主的活動を行なっている青少年団体に対し物質的精神的な援助を行なっている。この青少年計画に関する経費として、一九五〇年は一、七〇〇万マルクが計上され、現在は六、〇〇〇万マルクの多額の金が与えられている。この連邦青少年計画によって取り上げられた諸活動のうちで、特に重要なものは青年同盟やユース・ホステルに対する援助、職業指導の分野に基本的訓練課程が採用され、あるいは東ドイツからの避難民のうち、とくに青少年に対する援助、外国青年組織との交友計画などが、強く打ちだされた。

二、青少年活動の現状

このように政府の青少年対策が徹底して行なわれていることに比例して、青少年活動も非常に活発である。この国のいたるところに「ユース・ホステル」があり、単に青少年のいるだけの集まり、また

憩いの場としてのみならず、学童の課外指導等有効に活用されている。これら種々の青少年団体を統轄するものとして、連邦青年同盟があり、本部をボンにおいて活動している。この青年同盟は、その前身ともいうべき、第一次大戦後における帝国青年団体協議会、あるいはヒトラーユングメントのうちに全国の青少年団体を強制的に網羅したものと異なっており、青年各個の意志により結成され、西ドイツ政府の方策すなわち一団体が二〇万以上の団員を有し、西ドイツ一州のうち六つの州以上にまたがり、基本的人権を尊重した活動を行なっているもののみが加入している。現在、この同盟は一四の団体よりなり、約六〇〇万の団員を有しているが、これらの各団体はそれぞれ独自の性格と思想を有し全国的な組織をもっている。本同盟のめざしているおもなものは、次のとおりである。

一、経験の交換により、相互理解の促進をはかる。

二、道徳的見地から健全な青年を育成する。例えば、同盟から映画に参加して意見などを述べ、不健全なものを排除する。

三、青少年対策に関する法案の立法化の際、または立法化されたものに対する意見を述べる。最近では、青少年保護法、青少年福祉法、労働青年保護法などにつき、改正案を討議し、青年の立場を代表して、連邦議会や家庭青少年問題省

を通じ政府に提議し、その意見もとり入れられたということである。

四、各国青少年団体との国際的な連携をもつこと、とくに未開発地域の青少年との連携。

五、全体主義、国家主義的なものから青少年を守る。

六、東独青少年との連携。

現在、東ドイツにおける唯一の青年団体である自由ドイツ青年団とは、これが共産党の下部機関と考えられるので、これとの連携を拒否し、東ドイツの個々の青年との連携に重点をおいている。他、本同盟の主な活動はもちろんだ加盟団体の連絡調整にあるが、連邦青少年計画に基づいて政府から支出される補助金を、加盟団体の計画などに応じ配分する仕事も行なっている。本同盟に加入している団体と性格はつぎの通りである。

一、プロテスタント、カトリック青年同盟（これはいずれも宗教的な同志団体で、その活動は、YMCAとほぼ同じようなものであり、各州、郡、町村に下部組織をもっている）。

二、労働総同盟青年団（労働組合青年部）。

三、雇員組合青年部。

四、各州における青少年団体（主に農協青年部のごときものである）。

五、自然友の会（青少年のみでなく一般の人々も加入している。大都市で働く労働者たちは、自然の環境が悪いので、



—西ベルギーの復興風景—

休日などを利用して郊外に自然を求めて出かけた。その人たちが集まって組織化されたもので、会員は三〇万人以上を数え、六〇年以上の歴史を誇っている。目的としては、常に社会主義的な考え方に立ち、すべてが平等で、平和を愛し、自

然郷土を愛することにあるとし、多くのグループに別れ、自然探求の他文化、政治的なことも研修している。また後述の社会主義青年団とは、絶えず連絡をとり知識経験の交換に努めている）。

六、社会主義青年同盟（通称ソファルゲン、鷹という名で呼ばれ、大蔵から二五歳までの青少年で構成され、政治的活動、および社会主義的教養を与えることを目的として結成された団体で、年齢に

より、つぎの三つのグループに分けられている。

(イ) 六歳から十二歳までの子供たちを対象としたグループ。この子供たちには主にレクリエーション・手工芸・遊戯などを与え、次に

(ロ) 一二歳から一六歳までの組織を「赤い鷹」と呼び、課外指導の外、社会主義的教養を身につけさせるために、一定期間講習会を行なっている。

(ハ) 一七歳以上は、社会主義的教育を徹底させ、政治的な問題に関しても、研究を行なっている。この際社会民主党とも密接な連絡をとりその綱領・思想も同じうし、党からは優秀な青年党員が指導するために派遣され、その活動も非常に筋金が入ったものを感じさせる。また資金的な面にも社会民主党から援助をうけているが、同盟自体は党からは全く独立した活動を行なっている）。

七、ワンダーホーゲル（歩く青年団。今日でもなかなかさかんで、各地でテグ・テグと渡り鳥旅行をしている青年を見かけることがあり、最近ではサイクリングも活発に行なわれ、各地のユース・ホステルは、その人々たちによって大いに利用されている）。

八、山岳協会（登山、自然保護を目的としたもの）。

九、東部出身青年団（東ドイツからの避難民、移住民の組織で、相互扶助の他、東ドイツ対策を行なっている）。

一〇、シュレーバー青年団（大都市などの郊外に働く家庭菜園を作る人で、その人々の下で働いている青年の組織）。

一一、ボーイスカウト（カトリック、プロテスタント、中立系がある）。

一二、ガールスカウト（内容はボーイスカウトと同じ）。

一三、スポーツ青年団（スポーツ関係の諸団体の連合機関であるので、構成団体も多く、世界における幾多の障害をスポーツによって打破する目的を持ったもので、団員も約三〇〇万人といわれている）。

一四、ドイツ青年政党団体（これにはキリスト教ドイツ青年同盟、社会民主党青年同盟、ドイツ青年民主主義者の三つの政党青年部があり、それぞれ議会に代表者を送っている）。

以上の各団体がそれぞれの青年の家にあって、ドイツ青年としての自信と誇りを持ち、それぞれの持ち味を生かした活動を行なっているわけであるが、このほか連邦青年同盟に加入していない団体に学生青年団体がある。

西ドイツ学生青年団体は、西ドイツにおける大学・短大・専科大学に入学した学生が、入学と同時に必然的に加入している。その活動内容は次の通りである。

一、東ドイツにおける学生の状況を理解し、これらに対し援助の手をさしのべる。

二、国際的視野を高め、留学生などを交換する。これは、自由系のみならず東欧系とも提携をとり、ドイツ統一への働きかけも行なっている。ソウイェトにも留学生を派遣している。

三、報道活動、新聞を発行し、一般に学生の気持をうったえる。

四、短期大学、専科大学の内容充実。

五、経済的な問題。

会員は約一八万七千人で一人当り一学期七〇ペニの会費で、政府・州より援助はまったく受けていない。

また学生は各自学校のグループに所属し心身の鍛錬に努めている。次に学校内での政治活動は各自の意志にまかせ、協会としてはまったく関与しない。ただ政治的に学生にすることが取り上げられた場合にのみ、学生としての意見を述べ、学生生活に障害となるようなことは、これを防いでいる。したがって協会としては、政界にも中立であり、学生の本分を生かした活動に終始している。

このように、西ドイツにおける青少年団体は、政府および国民の暖かい養護のもとに青年としての域を脱せず、ドイツ復興のため、統一のため、国民の期待に沿うべく、力強い活動を行なっている。また、青年は議会を信頼し政府に協力することが、青年の地位をよりよきものにすることだとし、主張すべきところは主張し、政府議会もこれら青少年の主張にも十分耳を傾け、次代になうべき力の養成に努めている。

(ヨロップ班団員・佐賀県・造酒業)

年少労働者福祉員講習会

第一回を東京で開催

年少労働者福祉員は四月一日現在で二、六七七人ですが、この制度をさらに徹底させるために、労働省婦人少年局では、次のような要綱により、福祉員のための講習会を全国的に開催することになりました。

第一、目的 中小企業協同組合その他中小企業団体に設置されている年少労働者福祉員制度の趣旨の徹底をはかり、その自主的活動を促進し、もって働く年少者の福祉増進に寄与する。

第二、対象 中小企業団体に設置された年少労働者福祉員を対象とする。

第三、実施

- (一) 実施方法
 - (イ) 原則として年少労働者福祉員活動モデル地区(以下「モデル地区」という)が設定されている都府県並びに五〇名以上の年少労働者福祉員が設置されている府県において開催する。
 - (ロ) 年少労働者福祉員の設置が五十名に満たない道府県においては、本要綱に準じて講習会を開催することができるとする。
- (二) 実施主体

各婦人少年室とする。

ただし、モデル地区が設定されている東京、愛知、大阪、福岡の四都府県については、本省が直接指導を行なう。

(イ) 実施時期
本年度実施する講習会は、第一、四半期又は第二、四半期中に行なう。

(ロ) 講習会日程
講習会の日程は一日とする。

ただし、本省が直接指導にあたる講習会は原則として二日間とする。

講習会の日程はおおむね別紙のとおりとし、懇談の時間を通して具体的問題の質疑応答が十分に行なわれ、講習の実効を収めるよう留意するものとする。

(イ) 講習会開催回数
各都府県別に定められる講習会は一回とする。ただし、東京都を除く。

- (三) 講習内容
 - (イ) 講習内容
 - (イ) 年少労働者福祉員について
 - (ロ) 青少年の特質と生活指導について
 - (ハ) グループ活動の意義とそのすすめ方について
 - (ロ) 担当講師
上に掲げる講習内容のうち、(イ)については本省係官又は開催地の婦人少年室長が担当し、(ロ、ハ)については、原則として開催都府県の民間学識経験者を講師とする。
- (四) 講習会資料

民間講師に対しては、本省の講習希望項目を参考までに提示して依頼し、

講師より提出されたテキストについては、婦人少年室において作成するものとする。

(イ) 前項以外の講習会用テキスト及び資料は、本省において作成するが、婦人少年室においても講習内容に準じ、可能な限り資料を準備する。

(四) 修了証書の交付
講習会の終了後、全課程を修了した者に対し、労働省婦人少年局長の修了証書(別添様式(イ))を婦人少年室長を通じて交付する。

(イ) 婦人少年室長は、講習会修了者名簿(別添様式(ロ))を作成し、労働省婦人少年局長あてに提出する。

(第四、広報活動、第五、報告事項、及び様式は省略)

そこで東京婦人少年室では、六月二、三の両日、労働省第二会議室(竹橋)で、第一回の講習会を開きました。第一日は谷野婦人少年局長・近藤東京府基局長のあいさつ、矢野年少労働局長の「年少労働者福祉員について」のお話、磯村英一氏(都立大教授)の「青少年の特色と生活指導について」の講話、第二日は三島通陽氏(日本ボイスカウト連盟総長)の「グループ活動の意義とその進め方」の講話、質疑応答があり、約百人の受講者に局長名で修了証が授与され、好評のうち閉会しました。今後、各地でこのような講習会が開かれることとしよう。

(資料) 室

住込家事使用人の実情



実態調査中間報告の概要

一、使用者側の状況

1 住宅、設備などについて
住込家事使用人を雇っている家庭の状況はとりもなおさず家事使用人の雇用環境といことになるわけですが、住宅についてみると、今回の調査対象は住宅地帯においたため二、九五七世帯のうち一戸構えの普通住宅が約九〇%、他がアパート又は店舗・病院・寺院等の一部兼用住宅でした。

家事労働の軽重に關係があるとみられる設備については、水道・ガスは殆どの世帯についており、また九〇%が内風呂をもっており、そのうちガス風呂は半数余り、電気洗濯機を備えているところが七八%、電気掃除機四三%、電気炊飯器四九%、電話設置七九%という状況で、いわゆる文化的設備がかなりととのっているものといえます。

2 家族

イ、家族構成
家族数は四人から五人のいる家が最も多く、それぞれ二二%、二二%をしめ、

ついで三人が一七%、二人と一人がいずれも一四%、七人以上一%の順で一人世帯はきわめて少なくついでいます。

家族のうち病人がいる世帯は一〇%で病人ではないが老人・乳幼児・身体障害者等手のかかる者がいる世帯が三〇%ありますが、病人のいる世帯は家族数が二人以下、もしくは七人以上の場合に比較的多くみられ、手のかかる者のいる世帯は家族数の多い場合ほど多くみられます。また六〇%の世帯に二五歳未満の子が一人以上います。

ロ、世帯主
世帯主の九〇%余は男子で、年齢層は五〇~六〇歳が最も多く三二%、ついで六〇歳以上が二四%、あとは年齢層が低くなるにつれて少なくなっています。

世帯主の職業については会社社長、重役等が最も多く、全体の三四%、小売業一七%、会社社員一五%、医師八%、無職六%、工場主四%、大学教授、弁護士それぞれ三%が主なもので、農漁業経営主等は極めて少なくなっています。

ハ、家事使用人の指導監督者
家事使用人の指導、監督に直接あたる者はほとんど(九八%)が女子で、その八〇%までは三〇、四〇、五〇歳の層でしめられています。

二、その他の家事使用人
大部分の家庭(八八%)が家事使用人

は一人ですが、二人のところ七%、その他三人、四人やとっている家がそれぞれ一%みられます。

3 家事使用人を雇った理由
多いのが「家族が多くて手が足りない」(三五%)、ついで「主婦病弱」(二二%)、「無人で淋しい」(二〇%)、「夫婦共働き」(九%)、「生活にゆとりができたから」(八%)、「家族に病人がいる」(三%)などの順になっています。

4 使用上の問題点
家事使用人を使う上で困る点としてあげられた事項はまちまちですが、比較的多く出されたものを順をおって上げると、次のとおりです。

「来客に対する作法ができていない」(一%)、「料理や器具の使いかたについて心得がない」七%、「家族の団らんへ加えるかどうか迷う」家族への礼儀をどの程度にさせたらよいかがいずれも六%、以下「食事の時間と場所」、「献立の程度」、「買物やお使いに時間がかかりすぎ」、「近所の女中や御用聞きと誤り合う」となっています。

二、家事使用人について
1 身上に関する点
イ、出身
家事使用人の出身地は県外の者が半数

家事使用人、ひらたくいえば女中については従来その労働実態が明らかにされておらず、今回の調査はその家事使用人のうち個人家庭に住込む女子についてその雇入れ状況及び環境・労働条件・生活状況などの実情を明らかにすることを目的として、昭和三十四年六月に行なわれたものであります。調査の対象となったものは、昭和三十年国勢調査による女子家事使用人が七〇人以上の全国二〇都市において、住宅地域の個人家庭に住込家事使用人を雇用している二、九五七世帯の使用人と家事使用人となっています。その二〇都市は札幌市・仙台市・秋田市・市川市・東京都・横浜市・新潟市・金沢市・静岡市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・岡山市・広島市・高知市・福岡市・長崎市・熊本市・鹿児島市で、労働省婦人少年局作成の調査票にもとづいて、調査対象所在の各都道府県婦人少年室が実施し、調査員が調査対象世帯を訪問して面接調査を行ないました。

よりや多く、市部と郡部がそれぞれほぼ同じ割合となっています。

親元の家業は半数が農業、次に事務、工員等の勤人で一七％、商業九％、漁業六％、現職につく前の状況は、自宅の家事手伝いをしていた者が一番多く二八％、勤めていた者が二二％、卒業直後二〇％、農商業などの家業手伝い一三％となつています。

口、年齢、未婚、経験年数、学歴

平均年齢は二四・六歳で約八〇％が二五歳未満であり、従って七八％までが未婚者で、死別別、有夫者はそれぞれ九％と一％で、現在配偶者がいる者は非常に少ないといえます。

家事使用人の平均経験年数は三・五年で約六〇％が三年未満であり、現在の家で平均勤続年数は二・七年、七〇％が三年未満ですが、いずれも六か月～一年未満のものは目立って少なくなつております。(八％と七％)

学歴は大部分の八四％が義務教育だけを修了していますが、旧制高女、新制高女を卒業しているものが一三％、わずかながら旧専門学校、短大卒のものもみられます。

ハ、現職についた理由

家事使用人となった理由については、「行儀見習」と答えているものが三九％、「自分に合う仕事と思つた」一九％で、これらは全体からみて積極的に本人の意志で働いている者とみることができ、また働いている者とみることができ、ま

六大都市その他の都市別家事使用人の平均月額現金給与

都市別	数	平均給与	
		円	円
計	3,646	3,646	2,964
東京	3,898	3,898	3,155
大阪	4,052	4,052	3,236
名古屋	3,789	3,789	3,036
京都	3,946	3,946	3,321
神戸	3,586	3,586	2,847
福岡	4,161	4,161	3,318
札幌	3,709	3,709	3,004
仙台	3,263	3,263	2,682
新潟	3,546	3,546	3,046
茨城	2,538	2,538	2,009
栃木	3,227	3,227	2,559
群馬	3,383	3,383	2,629
埼玉	3,470	3,470	2,759
千葉	3,243	3,243	2,662
山梨	3,696	3,696	2,786
長野	3,440	3,440	3,093
岐阜	3,363	3,363	2,903
愛知	3,540	3,540	2,845
三重	3,360	3,360	2,824
滋賀	3,208	3,208	2,374
奈良	2,982	2,982	2,530
和歌山	3,078	3,078	2,510

金給与は三、六四六円で、三十三年七月現在雇用者一、四八人の事業場における全産業住込女子労働者の一人平均月額現金給与三、六二九円とほぼ同額、またサビス業の同三、三三三円よりやや高くなつています。また同規模事業場の総女子労働者一人平均月額現金給与が全産業で四、五二一円、製造業で四、八三六円であることと比べても、住込家事使用人の場合は食費その他の現物給与が支給されている点を考慮すると、その低いものとはいえないでしょう。都市別にみると大都市ほど概して高く、六大都市平均が三、八八八円、その他の都市平均が三、二六三円となつています。(表参照)

現金給与と年齢の関係は、大体五〇歳位までは年齢が高いほど給与額が高くなり、経験年数についても一〇年位までは大体年齢が高いほど高くなつています。学歴も比較的高年層の状況は分かりますが、若い層では給与に影響している

た「都会へ出たいと思つた」、「他にいい仕事が見つかった」親、きょうだいにすすめられた(それぞれ一六％前後)、「家族がその家の世話になつたので」(二二％)など漠然と或いは他動的な理由で働いているものも相当あります。

2 雇入れ

1 紹介者

就職の紹介は使用者、使用人ともに七〇～八〇％までが知人又は親類などの縁故紹介で、職安が八％、学校を通じて三・五％となつています。

口、雇用条件の示し方について

使用者側の回答をみると大部分は雇入れの前に「明示」(五九％)もしくは「だいたひ示している」(四〇％)となつていますが、全体の二六％は何も示さないで雇入れていきます。使用者側では過半数が「条件をあらかじめ知つてきた」(四六％)又は「だいたひ示してきつた」(二七％)となつていますが、あとは「知らなかつた」(二二％)「回答なし」(三％)などとなっています。

明示もしくは承知している労働条件の内容は、給料については殆どの者が、ついで仕事の内容、休日、昇給、けいこなどがかなりあり、そのほか昇給、けいこなどがみられ、わずかながら退職金をあげているものもあります。

3 労働条件等

イ、女中部屋

女中部屋のある家は大部分で八三％、

ない家は茶の間、子供部屋、玄関の間が寝室にあてられているようだが、こういう状態は使用者の個人生活にかなりの影響があるものと察せられます。

口、起床、就床、睡眠時間

起床、仕事開始時刻は女中部屋の有無とは関係は少ないようだが、一日の仕事から解放される時刻は、女中部屋がない場合は全般的に遅くなつています。仕事の開始時刻は七〇％近くの家で午前六時～七時となつており、解放時刻は、七〇％強が午後八時～九時となつていて、二時以後は少なくなつています。仕事から解放されたあと就床までは私用をたしてあり、就床時刻は二〇時～二一時が最も多く四七％、二一時～二二時が三五％と大部分が二時以前に床についており、二時以後は六％となつています。平均睡眠時間は七・八時間となっています。

ハ、労働時間、休憩、自由時間

労働時間について使用者側の回答によると家事使用人の一日平均拘束時間は(仕事始めより夜眠がでるまで)は、一五時間での間平均休憩時間が三三分あり、休憩時間を与えている」と答えている使用者は二二％あり、あまり多いとはいへませんが、その中でも女中部屋がある家にその率が高くなつています。

また一日の自由時間(使用者から与えられたもの、仕事の合間、夜眠がでたあ

の計)について家事使用人側から見たところによると平均二・五時間あることになっており、一・三時間のものが多くみられます。その時間にはラジオ、テレビで観る者、その者が一番多く、ついで読書、新聞、けいこ事の練習、自分のものの洗濯、手紙書きなどとなっています。

二、休日

休日を含めていない家が全体の六％ありますが、理由として、「本人が申さない」というのが一番多く、次いで「家が忙しくて与えられない」、「休日を与えることは本人の都合によくない」の順になっています。「休日を与えている」家の七四％(調査世帯数の六三％)は休日制度を定めており、その大部分が月決めで、月二回が最も多く、次が一回、四回、三回の順になっています。休日の過ごし方は映画をみる者が一番多く、ついで買物・訪問・裁縫・洗濯・読書・散歩・観劇・音楽鑑賞等となっています。

使用者は家事使用人の休日の過ごし方については「全然干渉せず」と回答しているものが二二％「それとなく気をつける」一三％となつていて、あからさまに干渉する家は少ないようですが、使用者の七〇％までが、「外出、外泊には気をつかう」といっており、特に「外泊はさせない方針」と答えている家が三四％で未婚の若い使用人に対して気をつかっているところが多々みられます。

ホ、給与

い場合は大部分(八六％)が全額使用者負担、四％が半々、六％が使用者負担となつており、重い場合は全額使用者負担が六五％、半々が二二％、使用者負担が四％、重忠又は慢性疾患の場合は五三％が「親元へ返す」、二〇％が「当方で入院させ費用は負担する」となつています。

4 組織

家事使用人の組織への関心状況については全般的に「女中さんの会」があることを知っている」と答えた者は二二％、他は「知らない」又は回答なしで、「知っている」者のうちいずれかの会に加入しているものはその二二％(全体の一・五％)とごく僅かです。

また、会の目的は、親睦、けいこなどを共にする、見学や映画に一緒に行くなどが多く、会費はだいたい三〇～一〇〇円、入会の動機は「新聞で知った」、「友達に誘われた」、「奥さんにすすめられた」などがみられます。

5 使用者へのきこ

家事使用人が、使用者へのきこことや困ることとして比較的多くあげられているのは次のようなことです。

○はつきりした自由時間がほしい。

○休日をはつきりきめてほしい。

○けいこ(学校)へ行きたい。

○友達や話し相手ほしい。

○夜の時間を早くしまつてほしい。

○給料をあげてほしい。

(以下おまけ下段参照)

た「都会へ出たいと思つた」、「他にいい仕事が見つかった」親、きょうだいにすすめられた(それぞれ一六％前後)、「家族がその家の世話になつたので」(二二％)など漠然と或いは他動的な理由で働いているものも相当あります。

2 雇入れ

1 紹介者

就職の紹介は使用者、使用人ともに七〇～八〇％までが知人又は親類などの縁故紹介で、職安が八％、学校を通じて三・五％となつています。

口、雇用条件の示し方について

使用者側の回答をみると大部分は雇入れの前に「明示」(五九％)もしくは「だいたひ示している」(四〇％)となつていますが、全体の二六％は何も示さないで雇入れていきます。使用者側では過半数が「条件をあらかじめ知つてきた」(四六％)又は「だいたひ示してきつた」(二七％)となつていますが、あとは「知らなかつた」(二二％)「回答なし」(三％)などとなっています。

明示もしくは承知している労働条件の内容は、給料については殆どの者が、ついで仕事の内容、休日、昇給、けいこなどがかなりあり、そのほか昇給、けいこなどがみられ、わずかながら退職金をあげているものもあります。

3 労働条件等

イ、女中部屋

女中部屋のある家は大部分で八三％、

ない家は茶の間、子供部屋、玄関の間が寝室にあてられているようだが、こういう状態は使用者の個人生活にかなりの影響があるものと察せられます。

口、起床、就床、睡眠時間

起床、仕事開始時刻は女中部屋の有無とは関係は少ないようだが、一日の仕事から解放される時刻は、女中部屋がない場合は全般的に遅くなつています。仕事の開始時刻は七〇％近くの家で午前六時～七時となつており、解放時刻は、七〇％強が午後八時～九時となつていて、二時以後は少なくなつています。仕事から解放されたあと就床までは私用をたしてあり、就床時刻は二〇時～二一時が最も多く四七％、二一時～二二時が三五％と大部分が二時以前に床についており、二時以後は六％となつています。平均睡眠時間は七・八時間となっています。

ハ、労働時間、休憩、自由時間

労働時間について使用者側の回答によると家事使用人の一日平均拘束時間は(仕事始めより夜眠がでるまで)は、一五時間での間平均休憩時間が三三分あり、休憩時間を与えている」と答えている使用者は二二％あり、あまり多いとはいへませんが、その中でも女中部屋がある家にその率が高くなつています。

また一日の自由時間(使用者から与えられたもの、仕事の合間、夜眠がでたあ

い場合は大部分(八六％)が全額使用者負担、四％が半々、六％が使用者負担となつており、重い場合は全額使用者負担が六五％、半々が二二％、使用者負担が四％、重忠又は慢性疾患の場合は五三％が「親元へ返す」、二〇％が「当方で入院させ費用は負担する」となつています。

4 組織

家事使用人の組織への関心状況については全般的に「女中さんの会」があることを知っている」と答えた者は二二％、他は「知らない」又は回答なしで、「知っている」者のうちいずれかの会に加入しているものはその二二％(全体の一・五％)とごく僅かです。

また、会の目的は、親睦、けいこなどを共にする、見学や映画に一緒に行くなどが多く、会費はだいたい三〇～一〇〇円、入会の動機は「新聞で知った」、「友達に誘われた」、「奥さんにすすめられた」などがみられます。

5 使用者へのきこ

家事使用人が、使用者へのきこことや困ることとして比較的多くあげられているのは次のようなことです。

○はつきりした自由時間がほしい。

○休日をはつきりきめてほしい。

○けいこ(学校)へ行きたい。

○友達や話し相手ほしい。

○夜の時間を早くしまつてほしい。

○給料をあげてほしい。

(以下おまけ下段参照)

い場合は大部分(八六％)が全額使用者負担、四％が半々、六％が使用者負担となつており、重い場合は全額使用者負担が六五％、半々が二二％、使用者負担が四％、重忠又は慢性疾患の場合は五三％が「親元へ返す」、二〇％が「当方で入院させ費用は負担する」となつています。

4 組織

家事使用人の組織への関心状況については全般的に「女中さんの会」があることを知っている」と答えた者は二二％、他は「知らない」又は回答なしで、「知っている」者のうちいずれかの会に加入しているものはその二二％(全体の一・五％)とごく僅かです。

また、会の目的は、親睦、けいこなどを共にする、見学や映画に一緒に行くなどが多く、会費はだいたい三〇～一〇〇円、入会の動機は「新聞で知った」、「友達に誘われた」、「奥さんにすすめられた」などがみられます。

5 使用者へのきこ

家事使用人が、使用者へのきこことや困ることとして比較的多くあげられているのは次のようなことです。

○はつきりした自由時間がほしい。

○休日をはつきりきめてほしい。

○けいこ(学校)へ行きたい。

○友達や話し相手ほしい。

○夜の時間を早くしまつてほしい。

○給料をあげてほしい。

(以下おまけ下段参照)

海外の家事使用人問題とその対策

求人十名に対して家事使用人が、昭和三〇年の国勢調査で就職希望者一・二名三〇万に減少し、最近「娘一人にむと八人」といわれる程女中の絶対量の不足を来しているのと全く同じだといわさる。わが国のみの現象ではない。海をこえた欧米諸国でも同じであるらしい。

アメリカ合衆国における第二次世界大戦前の一九四〇年（昭和十五年）には、家事使用人の数は、二二五万の九三・八％の二一〇万がいわゆる女中さんで、これは、当時の全雇傭労働者の一七・六％に当っていた。戦時中はやが減少をみたとが、終戦直後の一九四六年（昭和二十一年）には、一五二万の婦人が家事使用人として雇用され、一九五〇年代には、一五〇万を割るに至るまでに減少した。

また、スエーデンにおいても、同様の傾向で、女中さんの数は、一九三〇年（昭和五年）には二〇万五千人で、全非農林婦人雇用者の三二％を占めていたものが、一九五〇年（昭和二十五年）には九万一千人で全非農林婦人雇用者の二二％に減少した。このほか、西欧の先進工業国の大部分が同様の傾向を示し、これは、わが国の昭和五年の国勢調査で七〇万の至った。

かかる状況下にあつて、現在まで把握されている海外の家事使用人問題を概観することは、意義が深いと考えられるので、その問題点と対策の概要を述べよう。

★家事使用人の雇用の実態

いずれの国においても、家事使用人の雇用の実態を明らかにするために、権限ある機関が実態調査を行ない、これに基づいていかなる対策がたてられるかを通例とするが、ここでは、アメリカの労働省婦人局が一九四六年七月、八月の両月に一九都市について実施した調査の要点を掲げてみよう。

①家事使用人の雇用に関する委員会

家事使用人の雇用に関する地域の委員会の組織されているものは、一九都市中一二都市で、多くの場合、その組織の初期の指導は地方のYWCAによって行なわれており、家事使用人、雇用主及び学識経験者の三者構成で運営されている。

②その他の基準

女中の個室・食事・職務評価などの条件が明らかとされた。これによれば、週休制は、他の産業同様実行され、年次有給休暇も一〇ないし二〇日与えられ、その他女中部屋はヤメ裏ではない。食事は家族同様の物が与えられるべきなど、安全衛生福利に関するかなり徹底した好条件で雇用されている。

用に関しいろいろの相談をもちかけたことには始まっている。

シカゴ市では、家事使用人使用者同盟があり、これは雇用主だけの組織でありこれに対し、例えばワシントン州の家事使用人労組など従業員側の組織もあつて労使の話し合いの場がもたれている。

③家事使用人の雇用条件

(1)賃金 賃金率は、技能程度のほば等しい他のサービス業と同程度で、地域的に若干の差異があるが、「一週何時間労働に何ドル」という定め方で、例えばミネアポリス市、セントポール市では中等熟練者住込みで、週五十四時間一〇ドルを最低賃金と定めている。また、シラキュース市では、初心者で住込み週五〇時間一五ドルとなっている。

(2)労働時間 大部分の労働時間は週四八時間から五十四時間で、どの委員会でも始終業時刻・手待ち時間・労働時間の配分を明確にしておくべきであるとしている。

(3)その他の基準 週休・休暇・病欠・女中の個室・食事・職務評価などの条件が明らかとされた。これによれば、週休制は、他の産業同様実行され、年次有給休暇も一〇ないし二〇日与えられ、その他女中部屋はヤメ裏ではない。食事は家族同様の物が与えられるべきなど、安全衛生福利に関するかなり徹底した好条件で雇用されている。

③家事使用人の訓練

一般の工場事業場の労働者は、職業補導、技能訓練を、使用者の負担において有給で受けるのがむしろ通例となつてい

るが、家事使用人は、一般にはその機会が少なく、また仮にこれを受けても、受けないものとほぼ待遇面で優遇されることがない。従つて、家事使用人も進んで技能訓練を受けようとする意欲があらぬのが人情というものである。このような理由から諸外国では、雇用基準を高めて、これを受け入れ易くするため、家事使用人の職業訓練を重要視している。

アメリカにおいては、家事使用人委員会、労働者の訓練と同時に使用者の訓練も行なうべきであるとし、その講座としては「家事使用人に対するヒューマン・リレーション」を重視すべきであるとしている。

家事使用人に対する教科内容としては一般家庭における家事一般、掃除器具の使い方、料理、裁縫、洗濯、客の応接、子供、老人または病人の世話など、教室における講座よりも実習中心になすべきであるとしている。

前述の一二都市中これを実施しているのは僅かに五都市で、その事例の二、三を掲げると次のとおりである。

(1)シラキュース市 では、指導訓練の内容について、家庭科学の専門家、学校長、家事使用人の代表と委員会が懇談し成人学級と同様の職業指導を行なつてい

ランド（一九四九年）、アルゼンチン（一九五六年）、ペルー（一九五七年）、イタリ

（一九五八年）となっている。保護立法のアウトラインは、これを詳細に述べる余白がないが、特徴的なものを二、三述べる。

(1)雇入れの際の雇用契約の明示 一九四四年の七月のステーション家事使用人法では、雇入れの際、次の内容の採用契約をすべきことを規定している。

①労働時間 ②賃金 ③休日 ④年次休暇 ⑤時間外労働 ⑥時間外手当（食事時間は労働時間に含まれる） ⑦期間満了の通知 ⑧その他となっている。

(2)労働時間 休日、休暇の与え方 夜八時間の睡眠がとれる労働時間、週休制（ただし半休日を認める）、一五ないし二五日の有給休暇（イタリー一九五八年法、二二時間の週休（七時以降）、六労働日の有給休暇（ペルー一九五七年法）などが大体的相場である。

(3)賃金 賃金額を明確に法律の中にうたうものはほとんどなく、当事者間の合意に委ねているが、賃金の支払いについては毎月定期に支払うべきことをうたい、また地方ごとの賄付下宿の標準原価に従つて支払われ、かつ、これが記録の保存を法律上要求している例が多い。（ステーション・ペルー等）

(4)家事使用人問題の苦情処理 (1)家事使用人問題の苦情処理機関につい

て、法律でこれを明記するものは少ないが、法律又は法律に基づかなくとも、中央及び地方の家事使用人委員会を設け、就職あっせん・補導・訓練・苦情処理に当る国は極めて多い。これらの委員会は労働社会福祉行政機関関係の管理権に属し特例としてはペルーにおいて、一九五七年法で警察に関する主務機関が家事使用人の未払賃金・超過労働・強制労働などの苦情処理を行なう旨の規定があるが、全く例外的措置といわざるを得ない。

(2)家事使用人対策の結論

家事使用人問題は以上のとおり極めて複雑であるが、アメリカの労働省の対策の結論を採用すれば次のとおりである。

(1) 職務の標準の確立及び人間関係の是正

(2) 適切な訓練

(3) 科学的な紹介技術の向上

(4) 雇用基準の改善と待遇問題の検討

(5) 家事使用人を含めた家事使用人委員会の積極的活動

★おわりに

○生活をもっと規則的にしたい。

○睡眠時間をもっとほしい。

○休日が少ない。もっとふやしてほしい。

○子供がわがままで困る。

○自分の部屋がほしい。

○食事に家族と差別がありすぎる。

○自分達のすることに理解をもてほしい。

働く婦人の知っておきたい法律問題⑤

家事使用人の法律関係はどうなっているのか

労働基準法第八條ただし書きで家事使用人には同法は適用になりませんので、一般家庭女中さんは労働条件に関して、普通の労働者と同じような保護が受けられない訳です。

これらの人たちは、大体使用主と同居を共にし、家族と同様に生活していますので、権利義務といった觀念よりも、いわゆる人情の機微といったものによって支配される領域がとて多いかとも思われます。

しかし同じ女中さんといっても、旅館やホテル、料亭や飲食店等主として営業や事業に働いている人たちは、労働基準法の保護が与えられるので、これらの人たちは、原則として一日九時間労働で週一回の休日を与えられることになっています。

同じような内容の仕事に従事しながら、旅館その他に働く人たちは法律の保護が与えられ、一般家庭に働く人たちは保護の手がさしのべられていないのは、どういふ訳でしょうか。一般家庭の使用人は保護されなくてもよいのでしょうか。

明治三十八年に制定された鉱業法に始まり、工場法として現在の労働基準法に至るわが国の労働保護法規は、その対象を鉱山労働、工場労働から漸次事務労働

へと拡張してきたのですが、あくまで事業に働く労働者を適用対象にしてきました。これは工場、事業場に対する監督を通じて保護の効果を期しているものであつて、監督官が一般家庭に入りこんで、そこに働いている人たちの労働条件について監督するまでは期待していません。従つて、家庭内で内職に従事する家内労働者、一般家庭の家事使用人については当然保護の対象外にならざるを得ない訳です。

それは家事使用人の労働関係を規整する現行の法律は何でしょうか。諸外国には家事使用人に関する法律として「家事労働法」の制定されている国が幾つありますが、わが国にはこのような法律はまだないので、民法の雇用契約の規定が適用になります(民六二二六三)。民法では契約の内容は原則として当事者の自由任しておきますので、当事者の話し合いでどのような内容を定めても構わない訳です。すなわち、民法の雇用契約とは、労働者が労働を担当することを約束し、使用者がこれに対して報酬を支払うことを約束する契約であります(同法六三三)。

この契約においては、報酬は、当事者が金銭で支払う約束をしても、金銭以外の物を給付する約束をしても、物の使用や技術の伝授を約束してもよろしいし、報酬を決定する基準についても、時間で

も出来高でもよく、また、報酬の支払の時期は、特約がない限り、原則として、労働者は、約束した労働を終った後でなければ報酬の請求ができません。女中奉公で仮りに一年と定めれば一年の奉公期限が来ない限り報酬の請求ができないとまゝとなつています(同法五二四)。

しかしそれでも、民法や民事訴訟法で次のような保護の規定が設けられています。すなわち、給料については、使用者が約束の賃金を支払わない場合には、裁判所に訴えて、取り立てて貰うことができます。そして給料の債権は、使用者の財産について強制執行を行なう場合には、他の債権者より先に弁済をうけるといふ先取特権が与えられています(民三〇八)。

また、使用者が女中さんを解雇する場合に、少くとも二週間前に予告しなければなりません(民六二七)。

以上が民法の雇用の節の概要ですが、このような保護だけでは、家事使用人になり手が少ないというの無理からぬことだといえます。それに民法の規定は労働基準法のように罰則をもつて強制される強行法規ではなく、この意味で女中さんは全くといっていい程保護に欠けているというのが現状です。女中という名のもとに殊更に悪い条件で働かなければならないようなことは社会としても放つておいてよいことではありません。

労働基準法が適用にならないければ、それ

に代わる何かがあつてもよいはずですが、昨年の夏、神田橋の女子職安で「女中憲章」というものを作りましたが、これなどもその一つといえるでしょう。

その中にかかげられた労働条件の原則は、別に法律上守ることを義務づけられていない訳ではありませんが、使用者としても少くともこの位のことと考へてみる必要があるのではないかと考えられます。それは次のような条項です。

一、労働時間は一日のうち十二時間を超えないこと。
二、休日は月二回以上、このほか年間五日以上の継続または分割した有給休暇を与えること。

三、賃金は食費つき三千円以上の手取り、休日に働かせたときは代休日を与へるか日割賃金の二五パーセント程度の割増賃金を支払ふこと。
四、勤続一年ごとに月五百円程度の昇給をさせること。

五、三か月以上働いたら年間二回を原則として賃金の一か月分ぐらゐのボーナスを支給すること。
六、六か月以上働いたら毎月最低三百円ぐらゐの賃金以外に積立て、一年以上勤続して退職するときにせんだんとして支給すること。

七、負傷、疾病については、持病以外のものは金額雇用主が負担すること。
国民健康保険など加入できる保険には必ず加入させること。

八、六か月以上たつて積古事などの希望があつたら、週に一二回の便宜をはかること。

九、解雇するときは、三十日前に本人に予告すること。
十、地方から赴任する者には、旅費を支給すること。

婦人界のうごき

三月三日(四月十日)

(三月つぎ)

三日 警察庁では売春防止法施行二年目の三十四年中に、全国各警察で検挙した売春関係の犯罪状況を発表した。これによると検挙総数は二万二千九百五十四件、二万六千六百七十七人で、三十三年の一万五千六百六十三人に比べ増加を示し、また売春をさせたり、場所を提供したりする犯罪が減少した反面、夜の女が激増している傾向があらわれている。

五日 農林省では原料牛乳の乳価改定期をひかえ、原料牛乳が不足気味なところからさきに業界などに「原料乳価は引き上げるべきだが、牛乳、乳製品の消費者価格はすえ置くよう」通達したが、これに対し主婦連合会では五日、代表が農林省に①消費者価格はむしろ値下げしてもらいたい②牛乳価格の安定と量を確保するため、早急に酪農振興審議会を開いて、恒久対策をたててもらいたい等の申し入れを行なった。

八(九)日 全国農協婦人組織協議会の会長会議及び研究会が開催された(於東京)。この会議で決議された三十五年

度の事業方針、活動目標は次の通りである。方針「農協婦人組織の全国協議会が結成されてから十周年を迎えるため、従来の活動の実績と反省の上にたつて、個人の確立を基本とするグループ活動を活性化し、とくに生活の向上を図るため調査研究、研究集会の充実を重点として、農協をよりどころとする諸活動を発展におこなう。活動目標「個人の確立を基とするグループ活動を一層発展させるため、とくに共同活動による「生活をみつめる運動」に主眼をおいて①学習活動②くらしの計画化③健康管理等を推進する。

九(十一)日 農林省主催第八回農家生活改善発表大会が三日間にわたり東京で開かれ、全国各地の生活改善実行グループによる体験発表や、座談会「農村の話題と私たちのくらし」等が行なわれた。

三月八日(四月十六日) 総評、日本婦人団体連合会等で組織する婦人月間実行委員会の主催による「婦人月間」が行なわれ、「国際婦人デー五十周年記念集会(三月八日於東京)」、「働く婦人の中央集会(四月十六、十七日於東京)」を始め、各種行事が全国各地で開催された。

二十八日三月三十一日にニューヨークで署名のために開放された婦人の参政権に関する条約に対する批准書を、昭和三十五年一月二十六日に国際連合全事務局長に寄託した。よつて同条約は、その第六條の二の規定に基づき、昭和三十五年四月二十六日に同国について効力を生ずることが発表された。

十五日 日中友好協会では、中国対外文化協会の招待により、春秋二回、各二十名ずつを中国視察に派遣することに

なり、第一回の視察団が一月の予定で出発したが、斎藤さき氏(同協会常任理事)が同団員の一名として派遣された。

二十一日 労働省婦人少年局長谷野せつ氏は三月二十八日から四月十四日まで、アルゼンチンのフエノスアイレスで開かれる国際連合の「婦人の地位委員会」に日本政府代表として出席のため二十一日羽田を立った。

十日 日本婦人が始めて選挙権を行使した四月十日を記念する第三回婦選会が、全国組織の主要八婦人団体の共催で開かれた(於東京)。婦人約三百人が参加し、日本の政治の現状と婦人の役割について講演やパネルディスカッションが行なわれた。

十六日 労働省の主唱による第十二回婦人週間が、「生活時間の自主的な設計」を目標に、「まず生活の時間割を、そして自由時間を自分のためにみんなのしあわせのために」をスローガンとして全国各地で開催された。

女子の就業者数と完全失業者数 (1960年1月)

一人一か月平均現金給与総額

産 業 別		女 子	男 子	男女計中 にしめる 女子割合		女子雇用 者の産業 別構成率	女子の 同年月と 前年の 比較
総 数	万人	1,556	2,545	37.9	%	%	万人 - 3
就 業 者	自 営 業 者	241	794	23.3			- 21
	家 族 従 業 者	741	311	70.4			+ 55
	雇 用 者	574	1,439	28.5	100.0		- 35
	農 林 業	* 8	34	5.3	1.4		- 4
	漁業、水産養殖業	* 2	16	11.1	0.3		- 1
	鉱 産 業	* 6	49	10.9	1.0		+ 1
	建 設 業	22	130	14.6	3.8		- 8
	製 造 業	200	493	28.9	34.8		- 3
	卸売、小売、金融、 保険、不動産業	132	226	36.8	23.0		0
	運輸通信、電気ガス 水道業	28	195	12.6	4.9		- 3
	サ ー ビ ス 業 務	160	182	46.8	27.9		- 20
	公	16	114	12.3	2.8		- 4
完 全 失 業 者	22	33	40.0			- 8	

(1960年1月)

産 業 別	女 子	男 子	男子に 対する 女子の 割合
総 数	円 10,044	円 23,252	% 43.2
鉱 産 業	9,861	23,315	42.3
建 設 業	8,274	17,814	46.4
製 造 業	8,863	22,785	38.9
卸 売 業	11,122	23,818	46.7
金 融 業	15,089	29,928	50.4
不 動 産 業	11,023	23,139	47.6
運 輸 通 信 業	13,732	24,819	55.3
電 気、ガ ス、 水 道 業	16,224	28,979	56.0

「註」1) *印の数字は特に誤差率が高いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。 一総理府統計局労働力調査一

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

婦人少年周二ユース

○婦人少年局人事移動
五月一日付発令（括弧内は旧所属）
（年少労働課長） 鹽野 喬
大臣官房付を命ずる
（労災補償課主任中央労災補償監察官）
年少労働課長を命ずる 矢越 幸穂

○通勤家事使用人に關する実情調査
婦人少年局は五月中旬から下旬にかけて、北海道・東京・神奈川・静岡・愛知・京都・大阪・兵庫・岡山・福岡等十県の十二都市の職業安定所の簡易職業紹介及び民間の家政婦紹介所に登録している通勤の家政婦及びその使用者各約二、三二〇を選び、婦人少年室を通じて、その実態を調査した。

○臨産婦人間懸組懇談会
さきにブエノスアイレスにおいて開催された、国連婦人の地位委員会第十四回會議に日本国代表として參加した、谷野婦人少年局長の報告会が五月十三日、金沢市において開催された。出席者は、婦人団体、労働婦人部、関係官庁係官など約八〇名で、婦人の地位委員会の議題を中心に熱心な懇談が行なわれた。

○事業内ホームヘルプ制度の推進について
婦人少年局では労働者家族福祉対策の一環として、事業内ホームヘルプ制度を広く普及、推進するにつき、ホームヘルプの養成訓練計画について専門家を招き、懇談会を五月十六日共済会館において開催した。

また五月十八日は、午前午後之二回に亘つて経営者団体代表及び主要事業場厚生担当部長を招き、労働者家族問題懇談会を共済会館において開催した。出席者は、経営者、団体代表十五名、事業場厚生担当部長十七名で、事業内ホームヘルプ

プ制度について懇談が行なわれた。
五月二十日、午后三時事業内ホームへ
ルプ制度の推進及びホームヘルパー養成
計画、ならびに第一回のホームヘルパー
養成講習についての新聞発表が、労働省
記者クラブにおいて行なわれた。また四
時からは婦人欄担当の報道関係者を招い
て説明を行なつた。なお、ホームヘルパ
ー養成講習は六月二十日より四週間、東
京の日本女子大において行なわれ、六
十日まで受講生三十名を募集した。

○年少労働者福祉員講習会の開催
六月二日、三日の両日、労働省会議室
において東京地区の年少労働者福祉員
講習会が開催された。講習は、福祉員活
動のあり方、すめ方を中心に行なわれ、
約一〇〇名の福祉員が参加した。なお年
少労働者福祉員講習会は、次の各府県に
おいても順次実施される。

六月八日 大阪
六月九日 福岡、滋賀
六月十日 京都
六月十四日 石川
六月十五日 群馬
六月十六日 神奈川
六月二十一日 広島
六月二十三日 山口
七月六日 三重

昭和三十五年六月一日 印刷
昭和三十五年六月五日 発行

婦人と年少者 第八巻第六号
通巻 八十号
定価 五十円 平四円
編集人 久米 愛子
発行人 平林 たい子
東京都文京区小日向町一番地
印刷人 網 野 栄

東京府千代田区神田一ツ橋一ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会
電話九段 三三九五九七
電話日比谷東京一〇七九八四

戦後における婦人問題文献目録(26) (*印は単行本)

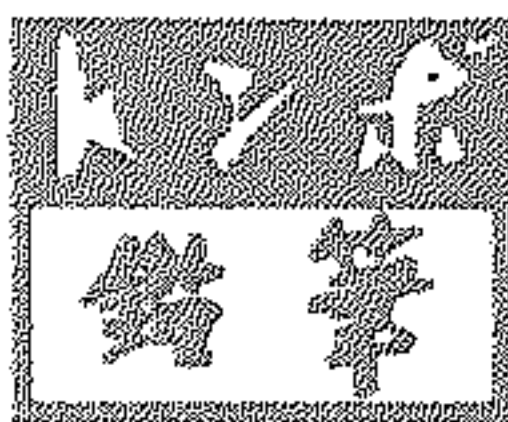
(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
Ⅶ 社会と婦人 1. 結婚について					離婚における制度的および非制度文化の葛藤について				
c. 離婚に関するもの——つづき					子の氏の変更審判事件に伏在する離婚の実態について	土井 正徳	家庭裁判月報	(7-1) 55	
離婚学原論(上)——西の離婚	穂積 重遠	中央公論	(65-8)	50	ある女性評論家の生き方	大田 正之	婦人公論	(5月号)	(7-2)
// (中) 一東の離婚			(65-9)		親の離婚と子供のありかた	大庭 英子		(6月号)	
アメリカ離婚効果の管見	斎藤 琢治	東北法学会雑誌	(1)		婚約の破綻と離婚原因についての所感	中川 淳	立命館法学	(10)	
働く妻に危機が多い	恒田 文次	ニューエイズ	(2-12)		離婚、老いらく時代	小日向大二	文芸春秋	(33-8)	
——家庭裁判所から見た日本の離婚					d. 風習その他に関するもの				
離婚の実態とその法的規整	高梨 公之	法律新報	(759)	51	嫁盗み	柳田 国男	婦人の世紀	(4)	47
離婚白書	高木 常七	婦人公論	(564)		嫁入り仕度の由来	今 和次郎	婦人	(3-4)	48
戦後に於ける離婚の実態	太田 武男	人文時報	(1)		母子神信仰の比較民俗学的研究——昭和21年人文科学研究費補助による研究報告(要旨)	石田英一郎	人文	(3-1)	49
兵庫県下における離婚調停の実態	熊谷 開作	法律時報	(23-1)		沖縄の婚姻	頼川 清子	民族学研究	(13-3)	
生存配偶者の姻族関係終了についての実証的研究	飯島 要	東京学芸大学研究報告	(2)		西多摩郡平井村のニハバに就て	女性民俗研究会	民間伝承	(13-4)	
「平和」にのこされたもの——未婚者の離婚問題——	千種 逸夫	ジュリスト	(2)	52	結婚の今昔——群馬村をたづねて	田辺 繁子	教育と社会	(4-8)	
婦人の教育程度と離婚	田中吉備彦	法学志林	(50-2)		*婚姻の話 (2版)	柳田 国男	岩波書店		
離婚の実際	今東孝太郎	新文明	(2-4)		伊豆利島「足入れ婚」——日本利島島の婚姻 (1)	大間知鶴三	民族学研究	(14-13) 60	
離婚案内			(2-5)		八丈島の女性 // (2)			(15-1)	
配偶者の死離別の動向 (1)(2)	領本 益	保誠時報	(8-6,7)		寝宿婚の問題——併せて有賀教左衛門氏に答える——		民間伝承	(14-3)	
離婚研究の方法と統計的調査の一例	山根 常男	アカデミア	(2)		若衆組と婚姻——群馬県勢多郡芳賀村——	岡野 敏生		()	
離婚の国アメリカ	飯田 道子	婦人公論	(6月号)		女性と祭り	頼川 清子	民間伝承	(14-7)	
離婚を中心にみた家族間の緊張——日本の家族繁栄の特質——	大沢 英子	社会教育	(7-8)		播磨家島の嫁入婚	西谷 謙也		(14-11)	
*結婚は必要か——離婚裁判の類のもの	G. A. パートレット (寺沢芳雄訳)	創元社			平川の漆嫁	飯部 清則		()	
離婚と和解——1, 2 完——	千種 逸夫	ジュリスト	(30, 31)	53	日本古代の婚姻	林 貞夫	自由と正義	(1-12)	
ある離婚原因	田辺 繁子	時の法会	(94)		婦人の地位(婚姻)——対馬の風俗と慣行——	頼川 清子	人文	(1-1)	51
離婚(内縁解消)調査統計表	家庭局	家庭裁判月報	(5-4)		婚姻の伝承を調べるために	大間知鶴三	民間伝承	(15-1)	
家庭裁判所からみた離婚の生息	市川 四郎	法律時報	(25-7)		伊豆大島村の婚姻と産育	高田 久子 共著 藤田 真澄		(15-7)	
外国人を当事者とする離婚事件について	綿引 末男	判例タイムズ	(30)		津和知島の婚姻	米納寿三郎	民間伝承	(16-5)	52
離婚の心理	副島 ハマ	青年心理	(5-3)	54	和尚と尼さんの結婚譚	山下 竜三	中国事情	(34)	
二つの離婚	大宅 壮一他	婦人公論	(4月号)		*招婿婚の研究	高野 逸枝	集社社		53
ソ連抑留者の妻と離婚		判例タイムズ	(5-6)		*妹の力 (創元文庫)	柳田 国男	創元社		
華々しき離婚	大宅 壮一	文芸春秋	(32-5)		嫁の荷物	竹田 龍子	民間伝承	(17-7)	
華麗なる離婚行進曲	中山善三郎		(32-6)		志摩漁村の寝巻婚、つまどい婚について	川島 武宜	東洋文化	(15-16)	54
夫婦の緊張関係と離婚に関する議論	村田 宏雄	家庭裁判月報	(5-12)		婚礼について		婦人公論	(4月号)	
未婚還の夫との離婚		判例時報	(33)		(この項 終り)				
家族制度に基因する離婚の判例批評	阿比留兼吉	ケース研究	(28)						
離婚から見た世相	川村 雄子	家庭科教育	(28-11)						
離婚請求事件		判例タイムズ	(6-2)	55					

削る 書く

消す!

三拍子そろった

ホルダーです



字消ゴム・芯削器付
丸芯ホルダー
RG 55 1本 ¥ 150

ノックの部分をはずすと、中がそのまま芯削器になっています。

他に

- 製図用平型芯ホルダー
1本 ¥ 300 ¥ 200
- 丸芯ホルダー
1本 ¥ 200 ¥ 150 ¥ 100
- 色芯ホルダー
1本 ¥ 200

普及用丸芯ホルダー
LG 80 1本 ¥ 100

シツカロールピンク

こんなふうにお使いください

● 湯上りにご家族そろって

おやすみ前に

赤ちゃんのおむつとりかえ

旅行にも必ず一缶

靴下をはくまえ

● 外出のまえ

● オフィスの一分間美容

パパのひげそりあと

デイトのまえ

フレッシュボーイのおしゃれ

● パーティの前に

● スポーツのまえとあと

● 80円・100円

育児製品の
和光堂

